

目黒区特別支援教育推進計画 (第五次)

素案

令和 7(2025)年度～令和 11(2029)年度

令和6(2024)年10月
目黒区教育委員会

目 次

第1章 特別支援教育推進計画(第五次)策定の概要

1 計画策定の経緯及び目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 計画の進め方	2
6 計画とSDGs	3

第2章 目黒区の特別支援教育の現状と課題

1 目黒区の特別支援教育の現状	4
2 目黒区特別支援教育推進計画(第四次)における主な取組の成果と課題	6

第3章 取組の方向・推進施策・推進事業・実施策

◇ 取組の方向	19
◇ 施策の体系	22
◇ 取組の方向別の推進施策・推進事業・実施策	23
・ 取組の方向 I 多様な子どもが共に学ぶための環境整備	25
・ 取組の方向 II 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実	32
・ 取組の方向 III 保護者や関係機関等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実	36
◇ 年度別実施策取組一覧表	40

参考資料

- 1 特別支援教育に係る国や東京都の動向
 - (1) 国の動向
 - (2) 東京都の動向
- 2 目黒区特別支援教育推進計画(第五次)策定に係る検討経過
- 3 用語解説(本文中の*印の語句の説明 五十音順)

第1章 特別支援教育推進計画(第五次)策定の概要

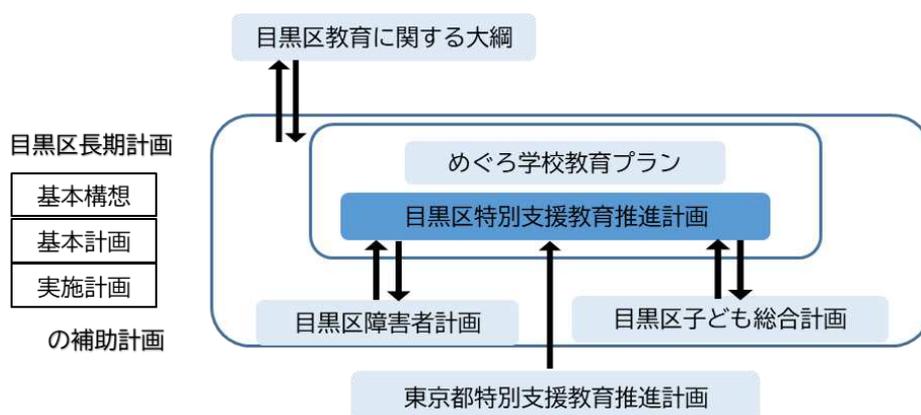
1 計画策定の経緯及び目的

- 平成19年4月の学校教育法の一部改正に伴い、特別支援教育*は、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が在籍する全ての学校・園で実施されることになりました。その後、国際的な潮流も踏まえ、特別支援教育の在り方等についての議論が進められてきました。平成24年7月には「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム*構築のための特別支援教育の推進」(報告)がまとめられ、障害のある子どもの就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正、特別支援学校*や小学校等の学習指導要領等の改訂など障害のある子どもの自立と社会参加を見据え、子ども一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できるよう多様な仕組みが整備されました。
- 目黒区教育委員会においては、平成19年3月に「目黒区特別支援教育推進計画」を策定後、第二次(平成22～26年度)、第三次(平成27～31年度)、第四次(令和2～6年度)の計画を策定し、特別支援教育の推進に努めてまいりました。
- 第四次の計画期間には、令和3年1月中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」の中で新時代の特別支援教育の在り方についての基本的な考え方として、全ての教育段階におけるインクルーシブ教育システムの構築による、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備を求めており、令和3年6月には「障害のある子供の教育支援の手引」が策定されました。
- 東京都は、令和4年3月に特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画を策定し、共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人ひとりの能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成することを基本理念とし、特別支援教育を推進しています。

こうした国や東京都の動向を踏まえ、目黒区においては、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システムの構築を基本的な考え方として、特別支援教育を更に充実させるため、特別支援教育推進計画(第五次)の策定を行います。

2 計画の位置付け

本計画は、目黒区の長期計画の補助計画として位置付けられており、「目黒区教育に関する大綱」をはじめ、「めぐろ学校教育プラン」、「目黒区障害者計画」、「目黒区子ども総合計画」など、他の関連計画との整合性を取りながら、特別支援教育の具体化を図っていきます。



3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。ただし、計画期間内に長期計画や関連計画の改定が行われた場合、特別支援教育*に関する国の制度改正や社会状況の著しい変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。また、年度ごとに各実施策の進捗状況を確認し、実施策ごとの方向性や本計画の有効性などを検討していきます。

4 計画の対象

区立幼稚園・こども園に在籍している幼児、区立小・中学校に在籍している児童・生徒、目黒区在住で特別支援学校*の小・中学部に在籍している児童・生徒、保護者、教職員を対象としています。また、特別支援教育の推進のため、区民への働きかけや関係部局・関係機関との連携を図ります。

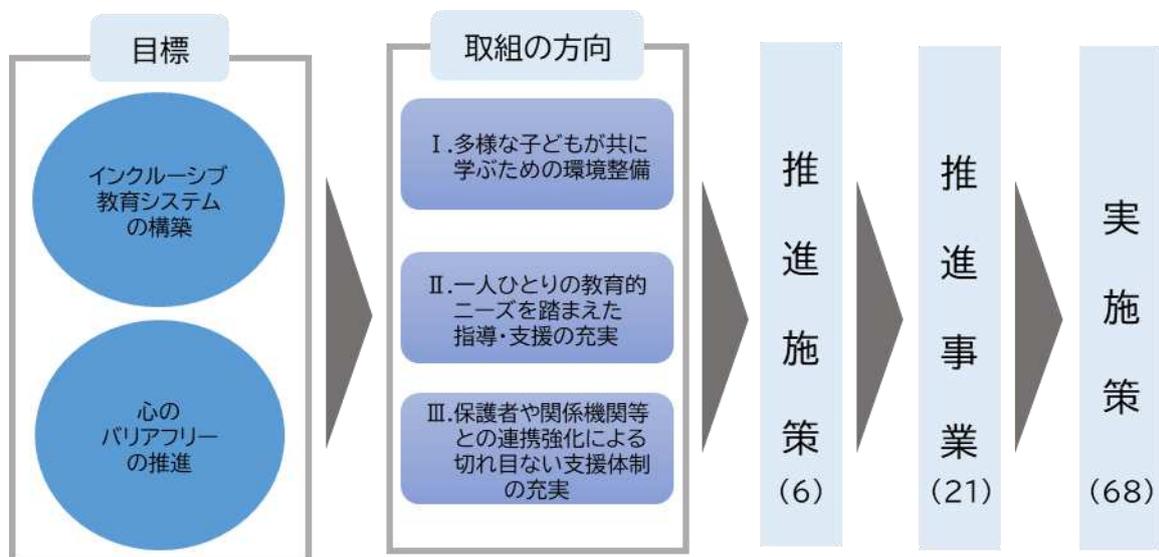
5 計画の進め方

本計画に掲げた施策は、毎年度、区立小・中学校及び区立幼稚園・こども園(以下「区立学校・園」という。)の希望や実施状況等を判断し、目黒区実施計画及び予算編成等を通じて具体化を図っていきます。本計画の実効性を高めるため、定期的に各施策の取組状況を検証し、必要に応じて施策の改善・見直しを行います。

また、計画期間が終了する時点では進捗状況を評価し、これを公表することにより説明責任を果たし教育委員会や区立学校・園が推進していく施策や教育活動に対する保護者、地域等からの理解・協力を得ていくものです。目黒区が進める特別支援教育に関する施策の目的や意義を共有し、区立学校・園、保護者、関係機関等と連携して推進していきます。

特別支援教育推進計画の体系

「インクルーシブ教育システムの構築」・「心のバリアフリーの推進」に向け、3つの取組の方向、6つの推進施策、21の推進事業、68の実施策に基づき教育施策を推進します。



6 計画とSDGs

SDGs（エス・ディー・ジーズ:Sustainable Development Goals :持続可能な開発目標）は、平成27年国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた世界共通の目標です。

令和12年を目標の達成年限として「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しており、17の目標(ゴール)と169の指標(ターゲット)から構成されています。

令和4年3月に策定された目黒区基本計画において、区はSDGsの17の分野ごとに各施策を結び付け、SDGsの視点で「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでいます。

SDGsの「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」とは、本計画が目指す特別支援教育*の基本的な考え方につながるものです。



また、本計画の基本的な考え方は、SDGs の

目標4 「質の高い教育をみんなに」

目標10 「人や国の不平等をなくそう」

をはじめ、SDGsが示す各目標とも共通するものです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター

第2章 目黒区の特別支援教育*の現状と課題

1 目黒区の特別支援教育の現状

(1)区立幼稚園・こども園

目黒区では、区立幼稚園・こども園での生活において特別な支援が必要な幼児(以下「要支援児」という。)に対して支援を行う特別支援員*を配置しています。

<要支援児数・要支援児在園率・特別支援員配置人数の年度別推移> ※各年度5月1日現在

年度	R2	R3	R4	R5	R6
要支援児数(人)	40	37	45	38	32
要支援児在園率(%)	19.32	19.27	23.81	21.84	19.6
特別支援員配置人数(人)	19	20	23	28	28

(2)区立小・中学校の通常の学級

目黒区では、区立小・中学校の通常の学級に在籍し、学校生活において学習面・生活面で特別な支援が必要な児童・生徒(以下「配置対象児童・生徒」という。)に対して支援を行う、特別支援教育支援員*を配置しています。

<配置対象児童・生徒数、配置対象児童・生徒在籍率、配置時間総数の年度別推移>

※各年度4月7日現在

年度	R2	R3	R4	R5	R6
配置対象児童・生徒数(人)	518	610	638	692	770
配置対象児童・生徒在籍率(%)	4.1	4.7	4.9	5.4	6.0
配置時間総数(時間)	27,790	33,420	72,288	84,258	95,010

(3)区立小・中学校の特別支援教室*

目黒区では、区立小・中学校の通常の学級に在籍する、知的発達に遅れのない発達障害*や情緒障害のある児童・生徒を対象として自立活動*の指導を行う特別支援教室を全校に設置しています。

<区立小学校における特別支援教室の入室児童数の年度別推移> ※各年度4月7日現在

年度	R2	R3	R4	R5	R6
通常の学級児童数(人)	9,919	10,145	10,143	10,077	10,029
特別支援教室入室児童数(人)	338	346	372	358	401
入室率(%)	3.4	3.4	3.7	3.6	4.0

<区立中学校における特別支援教室の入室生徒数の年度別推移> ※各年度4月7日現在

年度	R2	R3	R4	R5	R6
通常の学級生徒数(人)	2,698	2,742	2,791	2,776	2,800
特別支援教室入室生徒数(人)	66	85	85	86	80
入室率(%)	2.4	3.1	3.0	3.1	2.6

(4)区立小・中学校の特別支援学級*

目黒区では、区立小・中学校に特別支援学級の固定学級として知的障害特別支援学級を6校(小学校4校、中学校2校)、肢体不自由特別支援学級を2校(小学校1校、中学校1校)、自閉症・情緒障害特別支援学級*を2校(小学校1校、中学校1校)に設置しています。また、通級指導学級として難聴・言語障害通級指導学級*(以下、「通級指導学級」という。)を1校(小学校のみ)に設置しています。

<特別支援学級・通級指導学級 児童・生徒数の年度別推移> ※各年度4月7日現在 単位:人

学級種別	障害種別	年度				
		R2	R3	R4	R5	R6
特別支援学級	知的障害	65	76	86	85	104
	肢体不自由	7	6	3	4	4
	自閉症・情緒障害	(R3 開設)	3	6	7	13
通級指導学級	難聴	8	8	7	9	5
	言語障害	31	30	28	31	28
小学校 計		111	123	130	136	154
特別支援学級	知的障害	25	28	31	37	40
	肢体不自由	3	4	2	1	1
	自閉症・情緒障害	23	16	14	17	17
中学校 計		51	48	47	55	58

(5)特別支援学校*

特別支援学校は、障害種別や状況に合わせた施設設備や教材・教具などが整備されており、専門的な指導を行っている学校です。小学部・中学部・高等部等があり、一貫した教育を行っています。

<目黒区在住の特別支援学校児童・生徒数の年度別推移> ※各年度4月1日現在 単位:人

年度	R2	R3	R4	R5	R6
都立品川特別支援学校(知的障害)	27	28	26	25	32
都立青山特別支援学校(知的障害)	7	9	13	16	24
都立光明学園(肢体不自由)	9	12	14	15	15
都立大塚ろう学校(聴覚障害)	0	0	2	2	3
都立久我山青光学園(視覚障害)	1	0	0	1	0
筑波大学附属視覚特別支援学校(視覚障害)	0	0	0	0	0
小学部 計	44	49	55	59	74
都立品川特別支援学校(知的障害)	16	17	17	15	14
都立青山特別支援学校(知的障害)	1	2	3	3	4
都立光明学園(肢体不自由)	2	1	5	6	4
都立久我山青光学園(視覚障害)	1	0	0	1	1
中学部 計	20	20	25	25	23

2 目黒区特別支援教育推進計画(第四次)における主な取組の成果と課題

特別支援教育推進計画(第四次)では、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システム*の構築を目指し、特別支援教育*推進のための施策を総合的に展開しました。

取組の方向

- I 障害のある子もない子も共にいきいきと学ぶ環境の整備
- II 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実
- III 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実

推進施策1 学校・園における支援体制の充実

【これまでの取組と成果】

- 区立学校・園に校・園内委員会*が設置され、定期的な開催及び随時開催により支援体制の充実を図りました。校・園内委員会は、校・園長、副校・園長、学級担任、主幹教諭のほか、各校・園において必要に応じて様々な役職の者で構成されています。

<令和6年度 校・園内委員会設置状況>

単位:校・園

	委員会の構成（構成人数は学校・園によって異なる）							
	校・園長	副校・園長	主幹教諭	養護教諭	通常の学級の担任	特別支援学級担当教員	スクールカウンセラー	その他
幼稚園・こども園(3園)	3	2	—	—	3	—	2	3
小学校(22校)	22	22	20	22	22	6	9	11
中学校(9校)	9	8	4	5	9	3	7	4

<令和6年度 校・園内委員会開催状況>

単位:校・園

	開催頻度(複数回答あり)				
	随時	週1回	隔週	月1回	年5回
幼稚園・こども園(3園)	3	0	0	0	0
小学校(22校)	6	1	2	12	1
中学校(9校)	1	6	2	0	0

- 区立学校・園に「校・園内委員会における留意事項」について周知・情報共有を行い、校・園内委員会の適切な運営方法等の理解促進を図りました。

- 各学校・園で特別支援教育コーディネーター*を指名し、特別支援教育*の連携強化を図りました。

<令和6年度 特別支援教育コーディネーター配置状況>

単位:校・園

	人数		コーディネーターに指名される教員			
	1人	複数	通常の学級担任	養護教諭	専科担当教員	特別支援学級担当教員
幼稚園・こども園 (3園)	3	0	3	—	—	—
小学校(22校)	2	20	15	19	8	1
中学校(9校)	1	8	7	9	0	1

- 特別支援教育コーディネーター連絡会において、各校・園の校・園内委員会*の運営方法等について情報共有したほか、特別支援学校*の特別支援教育コーディネーターを招聘し、研修を行うことで支援体制の充実を図りました。

令和5年度特別支援教育コーディネーター連絡会研修受講者評価 (理解が深まった)	平均3.8ポイント (4ポイント満点)
--	------------------------

- 区立学校・園の特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の実態把握と学校・園への支援のため、特別支援教育主任専門員*・教育相談員*による定期巡回訪問、外部の専門員を含めた要請訪問を行い支援の充実を図りました。

<定期巡回訪問・要請訪問実施状況>

年度	定期巡回訪問						要請訪問					
	R3		R4		R5		R3		R4		R5	
内容 (延べ)	校・園数	対象人数	校・園数	対象人数	校・園数	対象人数	校・園数	対象人数	校・園数	対象人数	校・園数	対象人数
幼稚園・こども園 (3園)	6	33	6	16	6	12	小学校就学前ガイダンスで実施					
小学校 (22校)	44	1,299	44	1,324	44	1,459	84	334	90	277	109	336
中学校 (9校)	18	324	18	276	18	330	24	92	24	66	21	53
合計	68	1,656	68	1,616	68	1,801	108	426	114	343	130	389

- 集団適応等の問題解決並びに発達障害*等の支援のため、区立学校・園にスクールカウンセラー*を派遣するとともに、めぐろ学校サポートセンターにおいて、教育相談員が来室や電話による教育相談を行いました。また、相談の内容により、幼児・児童・生徒の実態を把握するため、発達検査を行うことで相談機能の充実を図りました。

令和5年度スクールカウンセラー累計相談回数	28,251回
-----------------------	---------

<スクールカウンセラー*への相談件数等の推移>

※各年度3月31日現在 単位:件

校種		幼稚園・こども園 (3園)			小学校 (22校)			中学校 (9校)		
年度		R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
相 談 者	幼児 児童 生徒	17	11	10	5,342	4,878	5,653	3,215	3,315	3,207
	保護者	198	165	157	2,946	3,308	3,362	1,019	1,258	1,213
	教員	122	145	108	8,667	8,648	9,563	3,752	4,464	4,572
	その他	10	12	6	266	260	232	272	226	168
	合計	347	333	281	17,221	17,094	18,810	8,258	9,263	9,160
行動観察		514	483	433	13,130	13,045	11,886	3,219	2,746	2,550

<令和5年度 電話教育相談対象別件数> 単位:件

対象	男性	女性	計
幼 児	2	1	3
小学生	31	19	50
中学生	18	7	25
高校生	3	0	3
その他・不明	1	0	1
計	55	27	82

<来室教育相談件数の推移> 単位:件

年度	R3	R4	R5
相談件数	461	543	522
延べ相談回数	4,096	4,302	3,993

<教育相談員による発達検査実施件数の推移>

単位:件

年度	R3	R4	R5
めぐろ学校サポートセンター教育相談	140	173	141
就学相談係	198	114	204
合 計	338	287	345

【今後の課題】

- 特別な支援を必要とする幼児が園に在籍すること及び特別な支援を必要とする児童・生徒が通常の学級に在籍することを踏まえ、子ども一人ひとりの特性について適切に把握し、個に応じた支援体制を検討する必要があります。
- 幼児・児童・生徒が抱える学習上又は生活上の困難を的確に把握し対応するためには、スクールカウンセラーや臨床心理士、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門家の知見を活用した指導・支援が欠かせません。引き続き、学校・園内外の専門家と連携した支援体制整備の推進が必要です。
- 合理的配慮*の提供を促進するためには、理解啓発の推進が不可欠です。教員向けに「合理的配慮の提供事例集」の周知を継続的に行うとともに研修により理解を深めることが必要です。

推進施策2 教室環境の整備

【これまでの主な取組と成果】

- 教員の1年次(初任者)研修及び巡回訪問として指導主事が授業等の観察を行い「人権教育の視点からの学習環境づくり」(目黒区人権教育推進委員会*)に基づき、学習環境について指導・助言を行うことで、各学校・園の子どもたちを取り巻く学習環境を安心・安全の視点から整え、障害の有無にかかわらず、全ての子どもたちが学びやすい学習環境づくりに努めました。

令和5年度指導主事等の訪問による指導・助言回数	9回
-------------------------	----

- 区立小・中学校に電子黒板機能付きプロジェクター及び無線LAN環境等を整備し、児童・生徒がICT*機器を活用した協働型・双方向型学習の推進と主体的・対話的で深い学びを実践するための環境を整備しました。

特別支援学級*を含む普通教室への電子黒板機能付きプロジェクターの設置 (平成30年度～令和3年度)	全小・中学校31校
--	-----------

【今後の課題】

- 障害の有無にかかわらず、ユニバーサルデザインの考え方や合理的配慮*の提供を前提とする学習環境づくりに取り組む必要があります。
- ICT機器の進歩が加速する中で、ICT機器本体はもちろん、特別支援教育*において不可欠な支援機器の維持や更新を含めた学校のICT環境整備、国や東京都が目指す教育の情報化の動向に適切に対応するため実施計画を適宜見直し、推進していくことが必要です。
- 区立小学校知的障害特別支援学級に入級する児童数が増加傾向にあることから、特別支援学級の開設に向けて検討することが必要です。
- 特別支援学級の整備については、区立小・中学校特別支援学級に入級する児童・生徒数の推計を行うなど将来的な見通しを立てながら検討することが必要です。

推進施策3 心のバリアフリー*の推進

【これまでの主な取組と成果】

- 区立学校・園において、教職員はeラーニング*を含む区主催人権教育研修を全4回受講することに加え、「目黒区人権感覚チェックシート」を活用しながら人権意識の向上に努めました。

令和5年度人権教育研修受講者評価(理解が深まった)	平均 3.7 ポイント(4 ポイント満点)
---------------------------	-----------------------

- 教職員への人権理解啓発のため、目黒区人権教育推進委員会*において、本区で重点的に取り組む人権課題を定め、目黒区人権教育推進校*の指定2年目となる学校では公開授業及び事例報告会を行いました。
- 人権課題「子供」については、特に、「生命(いのち)の安全教育」に重点を置き、「目黒区版 生命(いのち)の安全教育の手引き」の作成のほか、指導内容例や実践例を人権教育推進委員会*より(目黒区人権教育推進委員会)にまとめ、各学校・園に周知しました。
- 区立小学校において、目黒区社会福祉協議会による福祉体験活動を実施するとともに、実施していない小学校には副読本を配布することにより、多様性を認め合い、互いの違いを尊重する児童の育成につなげました。

令和5年度目黒区社会福祉協議会による福祉体験活動実施校	13校
-----------------------------	-----

- 区立学校・園では、オリンピック・パラリンピック教育を、東京2020大会以降も「学校2020レガシー」として教育課程に位置付け、区立小・中学校では年間35時間程度実施しました。重点的に指導すべき5つの資質(ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚)の中から重点を決め、総合的な学習の時間や学校行事等で、オリンピックやパラリンピアンによる講話やパラスポーツ体験等を計画的・継続的に行うことで多様性を認め合い、互いの違いを尊重する児童・生徒の育成につなげることができました。また、令和5年度の東京都事業「笑顔と学びの体験活動プロジェクト」に全小・中学校・園で取り組みました。
- 特別支援教育*の理解啓発を図るため、保護者・区民等向けに特別支援教育講演会を実施しました。

令和5年度特別支援教育講演会	(第1回) 申込者94名
	(第2回) 申込者94名

- 毎年度、交流及び共同学習重点支援校を指定し、交流及び共同学習*の実施に関する指導主事等の訪問による継続的な指導・助言を行い、取組の成果について特別支援教育コーディネーター*連絡会で発表することで交流及び共同学習の理解啓発につなげました。

令和5年度指導主事等の訪問による継続的な指導・助言回数	9回
-----------------------------	----

- 副籍制度*の中で実施している特別支援学校*に在籍する児童・生徒と区立小・中学校に在籍する児童・生徒との副籍交流については、令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から、直接交流の機会が減りましたが、オンラインの活用等、交流方法の工夫がみられました。令和4・5年度は、直接交流の回数も増え、特別支援学校と副籍校の特別支援教育コーディネーター*間の連携も充実してきました。

<副籍交流の実施状況>

単位:回

年度	R3		R4		R5	
	直接交流	間接交流	直接交流	間接交流	直接交流	間接交流
小学校	12	21	16	17	18	17
中学校	5	5	7	8	6	10
合計	17	26	23	25	24	27

【今後の課題】

- 本区が重点的に取り組む人権課題について、目黒区人権教育推進委員会*において、幼児・児童・生徒の発達段階等に配慮しつつ、より身近な課題、幼児・児童・生徒が主体的に学習できる課題、心に響く課題を選び、目黒区人権教育推進校*を中心に実践的に取り組む必要があります。
- 特別支援教育*に対する理解を深めてもらうため、保護者・区民向けに今後も理解啓発を継続的に行うことが必要です。
- 特別支援学級*や通級指導学級、特別支援教室に入級する児童・生徒が増加する中、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶ取組が求められているため、引き続き、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習*の指導体制を整える必要があります。
- 障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い誇りをもって生きられる社会の構築を目指していくため、引き続き、連合音楽鑑賞教室や連合音楽会、連合体育大会、連合展覧会等の連合行事を工夫しながら実施することが必要です。
- 特別支援学校に在籍する児童・生徒は、居住する地域から離れた特別支援学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合があります。そのため、特別支援学校に在籍する児童・生徒が居住する地域の学校に副次的な籍を置く副籍制度について、引き続き周知するとともに、居住する地域の学校との交流及び共同学習を継続的に推進する必要があります。

推進施策4 専門性をもつ教員の育成

【これまでの主な取組と成果】

- 区立小・中学校の通常の学級を担当する1年次教員を対象とした特別支援学級*体験研修の実施により特別支援教育*の視点をもつ教員の育成につなげるとともに、特別支援学級担当教員の資質・能力の向上にも寄与することができました。特別支援教育研修の受講者による校・園内伝達研修の実施により、各学校・園における特別支援教育の理解を深めることができました。

令和5年度通常の学級を担当する1年次教員を対象とした特別支援学級体験研修実施回数	1回
令和5年度特別支援教育研修受講者による各校・園内伝達研修実施回数	3回

- 大学等の学識経験者による区立学校・園における授業観察、指導・助言により、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図ることができました。

令和5年度大学等の学識経験者による校・園内研修	実施回数	24回
	実施校・園数	20校・園

【今後の課題】

- 全ての教員は、障害の特性等に関する理解と指導方法を工夫できる力や、個別の教育支援計画・個別の指導計画などの特別支援教育に関する基礎的な知識、合理的配慮*に対する理解等が必要です。加えて社会モデル*の考え方を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難について本人の立場に立って捉え、それに対する必要な支援の内容を一緒に考え、本人自ら合理的配慮を意思表示できるように促していくような経験や態度の育成が求められています。また、こうした経験や態度を多様な教育的ニーズのある子どもがいることを前提とした学級経営・授業等に活かしていく必要があります。
- 区立学校・園において、発達障害*等のある幼児・児童・生徒への支援や指導を充実させるため、特別支援学校*との連携が必要です。そのため、特別支援学校のセンター的機能の活用が求められています。
- 区立小・中学校の特別支援学級や通級指導学級*、特別支援教室*を担当する教員の人数は少なく、研修に参加しにくい環境にあります。このため、OJT*による研修体制の構築やオンライン等による多様な研修方法の工夫が必要です。

推進施策5 小・中学校における多様な学びの場での指導・支援の充実

【これまでの主な取組と成果】

- 区立小・中学校への教育指導課指導主事による巡回指導、校内研究等の際に「目黒区授業改善の手引き」を活用することで、授業改善の取組促進を図りました。

令和5年度授業改善の取組促進に係る学校訪問を行った校数	全小・中学校31校
-----------------------------	-----------

- 自立活動*の指導をテーマとした特別支援教室巡回指導教員*向け必修研修を実施し、特別支援教室*担当教員の指導力向上を図ることができました。また、特別支援教室の指導場面において、アプリを活用できるようになったことから、学習用情報端末を活用しながら児童・生徒の実態に応じた指導を実施しました。

令和5年度特別支援教室巡回指導教員向け 研修受講者評価（理解が深まった）	平均 3.7 ポイント （4ポイント満点）
---	--------------------------

- 令和3年4月に五本木小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級*を開設し、自閉症・情緒障害の児童に即した教育を行うことができるようになりました。

令和5年度入級児童数	14人
------------	-----

- 自閉症・情緒障害特別支援学級において、横浜国立大学との協定に基づき、学識経験者による研修会や授業観察の実施を通じて、担当教員の自立活動の指導に対する理解を深めました。

令和5年度自閉症・情緒障害特別支援学級自立活動の 指導に係る研修受講者評価（理解が深まった）	平均 3.9 ポイント （4ポイント満点）
---	--------------------------

- 区立小・中学校特別支援学級*(固定学級)の支援のため、障害の程度や児童・生徒数等により区の会計年度任用職員である特別支援学級補助員*・交流及び共同学習*支援員を配置しました。

<特別支援学級補助員・交流及び共同学習支援員配置人数> 単位:人

特別支援学級種別／年度		R3	R4	R5
知的障害	小学校	23	23	25
	中学校	7	6	7
肢体不自由	小学校	4	1	2
	中学校	1	1	0
自閉症・情緒障害	小学校	2	3	2
	中学校	2	2	1
合 計		39	36	37

※令和5年度から年間の勤務日数 149 日の職を新設。上表では 0.5 人として計上。

- 通常の学級に在籍し、学校生活において学習面・生活面で特別な支援が必要な児童・生徒を支援するため、有償ボランティアである特別支援教育支援員*を配置しました。

	年度	R3	R4	R5
内容	対象児童数(人)	649	685	821
	対象生徒数(人)	168	146	149
	配置支援員数(人)	176	224	305
	配当時間数(時間)	75,849	84,533	98,711

- 特別支援教育支援員の登録前講習会により、特別支援教育支援員の支援内容及び支援の基本的事項を確認するとともに、適切な支援を行うための資質・能力を培いました。また、特別支援教育支援員必修研修会により、特別支援教育支援員の資質・能力の向上を図りました。

- 校内別室指導支援員*の配置状況

令和5年度から、校内の別室であれば登校できる生徒に対して、校内別室指導により安心感や自己存在感、充実感を得ることができるよう支援するため、有償ボランティアである校内別室指導支援員を配置しました。

	年度	R5(対象校:中学校2校)
内容	利用生徒数(人)	30
	配置支援員数(人)	15
	配置学校数(校)	2
	配置時間数(時間)	2,650

【今後の課題】

- 教職員が特別支援教育*に関する専門性を高め、学校が組織として特別な支援が必要な子どもの指導に当たる必要があります。特に管理職や特別支援教育コーディネーター*、特別支援学級*や通級指導学級*、特別支援教室*の担当教員等が中心となり、全ての教員が日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制を構築することが重要です。
- 特別支援学級や通級指導学級、特別支援教室の担当教員には、障害のある児童・生徒の特性にふさわしい教育課程の編成方法や、個別の教育支援計画と個別の指導計画*の作成方法、障害の特性等に応じた指導方法、保護者支援の方法、関係者間の連携の方法等に関する専門性の習得が求められています。
- 特別支援教育支援員が障害のある児童・生徒等の支援において重要な役割を担っていることに鑑み、専門性の向上に取り組む必要があります。
- 長期休業期間等を活用し、他の学校の特別支援学級や通級指導学級、特別支援教室を担当する教員と課題に応じた指導や支援の方法等について、情報共有する機会を創出することが求められています。

推進施策6 早期からの連携による支援体制の充実

【これまでの主な取組と成果】

- 区立幼稚園・こども園に配置している区の会計年度任用職員である特別支援員*の研修において、特別支援教育*に造詣の深い講師を招聘し研修を実施することで、特別支援員の特別支援教育に係る専門性の向上につなげました。研修実施により必要な知識等を習得することができ、幼児へのきめ細やかな対応が可能となっています。

令和5年度特別支援員研修受講者評価(理解が深まった)	平均 3.7 ポイント (4ポイント満点)
----------------------------	--------------------------

- 区立幼稚園・こども園では、毎年度の入園募集に合わせて就園検討委員会等によるアセスメント*を実施し、特別な支援が必要な幼児へ特別支援員を配置することができました。
また、各園に看護師1名を配置することにより、幼児への対応や保護者への説明など、専門的な資格に基づいて行うことができるようになりました。

令和5年度区立幼稚園・こども園への看護師配置	全3園
------------------------	-----

- 区内全ての幼稚園・こども園・保育所等を対象に教職員及び保護者からの相談を受け、幼児の行動観察や助言を行う「小学校就学前ガイダンス」を実施し、在籍する幼児の集団生活上の困難さを改善するための教育的支援を行いました。

年度	R3	R4	R5
周知園数(園)	124	124	124
延べ訪問園数(回)	64	65	70
実訪問園数(回)	55	45	55
対象幼児合計(人)	89	96	102

- 療育施設等に就学相談員*を派遣することで、保護者の就学相談*に関する理解を促進し、早期に就学相談につなげることができました。区内全ての幼稚園・こども園・保育所等を通じて、保護者向けに就学支援シート*を配布し、就学後についての情報共有に努めました。

令和5年度療育施設訪問回数	27回
---------------	-----

- 児童発達支援センター*が区内全ての幼稚園・こども園・保育所等を対象とする訪問相談を実施することで、園等との情報共有や連携を深めました。

令和5年度児童発達支援センターによる訪問回数	57 回
------------------------	------

【今後の課題】

- 区立小学校就学前からの一貫した支援を充実させるためには、保護者や区内全ての幼稚園・こども園・保育所等との連携を更に進めることが重要です。就学前の障害のある子どもの学びや支援の場の状況を把握し、障害のある子どもとその保護者を中心とした関係機関との連携に引き続き取り組む必要があります。
- 幼児期の気になる行動が発達障害*の特性によるものであることに気が付かないこともあるため乳幼児健診や就学時健診等における気付きを保護者・就学先・関係機関が共有し、必要に応じて適切な教育相談につないでおくことが、二次的な課題を防ぐことにもつながります。このため、早期発見・早期支援の観点から、本人や保護者支援及び関係者の理解促進の取組が求められています。

推進施策7 卒業後までを見通した連携による支援体制の充実

【これまでの主な取組と成果】

- 就学相談*・継続相談の実施により、児童・生徒の学びの場を検討することで、より適切な学びの場への就学・転学につなげることができました。

<就学先・転学先等の年度別推移>

単位:人

	年度	通常の学級	特別支援教室*	特別支援学級*	通級指導学級*	特別支援学校*	その他	計
小学校	R3	20 (4)	128 (97)	24 (11)	14 (0)	18 (3)	9 (0)	213 (115)
	R4	32 (8)	121 (93)	30 (15)	20 (0)	14 (3)	12 (4)	229 (123)
	R5	27 (1)	157 (121)	47 (16)	25 (0)	23 (1)	14 (1)	293 (140)
中学校	R3	1 (1)	12 (10)	17 (2)		2 (0)	3 (0)	35 (13)
	R4	3 (1)	15 (15)	25 (1)		3 (0)	9 (2)	55 (19)
	R5	2 (0)	11 (10)	19 (4)		2 (0)	12 (2)	46 (16)

※「特別支援教室」は、在籍児童・生徒の新規入室申込みの人数を含みます。

()内の数字は転学等の内数です。

「その他」は区外転出、国立・私立学校への入学、就学相談取下げの人数です。

「就学猶予免除」は実績がありませんでした。

- 障害者自立支援協議会では、コロナ禍における各専門部会の取組状況や課題の情報共有、情報発信等を行ったほか、令和4年度及び令和5年度は、令和6年度の目黒区障害者計画の改定に向けた報告を行うなど、各関係機関との連携強化を図りました。
- 障害者差別解消支援地域協議会では、障害者の差別解消に係る相談事例の情報共有や検討、障害者差別解消に係る情報発信等を行い、関係機関等との連携強化を図ることができました。

令和5年度障害者自立支援協議会開催回数	3回
令和5年度障害者差別解消支援地域協議会開催回数	2回

- 医療的ケア児*に対して教育を行う体制の更なる充実を図るため、令和6年4月に「目黒区立小・中学校、目黒区立幼稚園・こども園における医療的ケア実施ガイドライン」を策定しました。また、医療的ケア指導医が学校に訪問し、指導・助言を行うことで医療的ケア児の安全確保に努めています。

- 特別支援学校*高等部での視察研修を兼ねた特別支援学級*等設置校長会の開催により、管理職の特別支援学校高等部への理解を深めるとともに、卒業後までを見通した支援の在り方や適切な進路選択に向けた情報提供を行うことができました。

令和5年度特別支援学級等設置校長会視察研修

東京都立田園調布特別支援学校

【今後の課題】

- 特別な支援が必要な子どもやその保護者が、小学校就学前から義務教育段階を経て社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援を受けられるよう、支援体制の整備を行うことが求められています。そのため、学校・園と保護者が情報共有を行い、学校段階を超えた切れ目のない引継ぎの重要性に関する理解を深めることが必要です。
- 引き続き、教育委員会事務局が各種協議会等を通じて情報共有や情報交換を行い、関係機関、関係団体との連携強化を図っていくことが必要です。
- 医療的ケアが必要な子どもが安心して区立学校・園で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安心・安全への理解が得られるよう、校・園長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師看護師などがチームを編成し、一丸となって学校・園における医療的ケアの実施体制を構築していく必要があります。
- 特別支援学校卒業後に就労する者の割合や就労系障害福祉サービスへ進む者の割合は増加しており、就労系障害福祉サービスから企業への就職に移行する者の数も増加するなど、障害者雇用は着実に進展しています。そのため、引き続き、特別支援学校のセンター的機能の活用や、特別支援学校高等部での視察研修を兼ねた特別支援学級等設置校長会の開催により、卒業後までを見通した支援に取り組む必要があります。



【就学相談*のしおり】
就学相談の概要をまとめた資料

第3章 取組の方向・推進施策・推進事業・実施策

◆取組の方向

目黒区特別支援教育推進計画(第四次)に基づいた取組の結果、管理職(校・園長、副校・園長)や特別支援教育コーディネーター*を核とした校・園内委員会*が各学校・園で定着し、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒への指導・支援について組織的に進めていく支援体制の構築が図られました。

また、目黒区立小学校に自閉症・特別支援学級*を開設(令和3年4月)し、多様な学びの場を充実するとともに、「目黒区立小・中学校、目黒区立幼稚園・こども園における医療的ケア実施ガイドライン」を策定し、区立学校・園全体の特別支援教育*を着実に推進してまいりました。その一方で、本区における就学相談*件数の増加傾向は続いており、特別支援学級・特別支援教室*に入級する児童・生徒数は今後も増加傾向が見込まれます。また、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の様態や教育的ニーズが、多様化してきている現状もあります。

こうした状況を踏まえると、特別支援教育を推進する校・園内体制や特別支援学級・特別支援教室における特別支援教育、また就学相談をはじめとする相談体制の更なる充実を図っていく必要があります。そして、近年の社会状況の変化などにも対応しながら、障害の有無にかかわらず、全ての幼児・児童・生徒の自立と社会参加を見据え、共生社会の実現に向けた取組について、より一層促進していくことが求められます。

そこで、目黒区特別支援教育推進計画(第五次)では、第四次の考え方を継承し、障害者基本法の教育に関する規定等を踏まえ、計画の基本的な考え方として、共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮するとともに、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場を充実していくインクルーシブ教育システム*を構築していくことを掲げます。この基本的な考え方を前提として、これまで目黒区において取り組んできた特別支援教育の成果と課題、国や東京都の動向を踏まえ、今後5年間に取り組むべき方向として3つの柱(取組の方向)を設定し、そのための方策(推進施策)と具体的な取組(推進事業)を進めていきます。

取組の方向

- I 多様な子どもが共に学ぶための環境整備
- II 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実
- III 保護者や関係機関等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実

障害者基本法(教育)第16条 抜粋

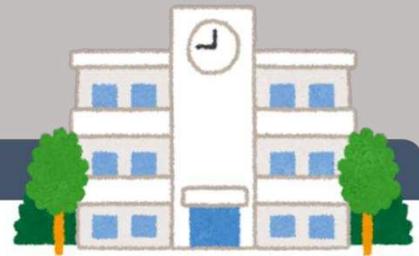
第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

学校・園・家庭・地域における心のバリアフリーの推進



区立小・中学校



小・中学校の通常の学級



※ 特別支援学級設置校のみ

特別支援学級



多様な子どもが共に学ぶための環境整備

学校・園における支援体制の整備、学習環境の整備を進めるとともに、教職員、幼児・児童・生徒、保護者・区民への理解啓発、交流及び共同学習の充実、特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実により、心のバリアフリー*を進めていきます。





特別支援教育に関する校・園内委員会



◆施策の体系

取組の方向	推進施策	推進事業	
I. 多様な子どもが共に学ぶための環境整備 ⇒P.25	1. 区立学校・園における支援体制の充実	1) 区立学校・園における校・園内支援体制の充実 2) 区立学校・園における相談機能の充実 3) 区立学校・園における合理的配慮の提供促進	
	2. 学びの場の環境整備	4) 学級におけるユニバーサルデザイン化の推進 5) 学校ICT環境整備 6) 特別支援教室の環境整備 7) 区立小学校施設の計画的な更新・区立中学校新校舎の整備	
	3. 心のバリアフリーの推進	8) 教職員への理解啓発 9) 幼児・児童・生徒への理解啓発 10) 保護者・区民への理解啓発 11) 交流及び共同学習の充実 12) 特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実	
	II. 一人ひとりの教育的ニーズを踏まえた指導・支援の充実 ⇒P.32	4. 区立学校・園における多様な学びの場での指導・支援の充実	13) 通常の学級・園における特別な支援を要する幼児・児童・生徒への指導力の向上
			14) 特別支援教育支援員・特別支援学級補助員等の配置と専門性の向上
			15) 特別支援教室・特別支援学級における指導・支援の充実
	III. 保護者や関係機関等との連携強化による切れ目ない支援体制の充実 ⇒P.36	5. 就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実	16) 区立幼稚園・こども園への特別支援員等の効果的な配置 17) 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実 18) 児童発達支援センター等との連携による支援の充実
		6. 卒業後までを見通した連携による支援体制の充実	19) 保護者と教育委員会との連携による支援の充実
			20) 関係機関等と連携した支援体制の強化
			21) 特別支援学校との連携による支援体制の充実

◆取組の方向別の推進施策・推進事業・実施策

実施策	掲載ページ
1 校・園内委員会運営方法等の情報提供 2 特別支援教育コーディネーター連絡会における研修の実施 3 特別支援学校センター的機能を活用した研修の実施 4 特別支援教育に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言	P.25,26
5 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用 6 個別指導計画・学校生活支援シートの作成及び活用 7 各種専門スタッフの活用	P.26
8 合理的配慮提供事例集の更新 9 eラーニングによる合理的配慮についての理解啓発 10 合理的配慮に関する法律相談(スクールロイヤー)の活用	P.26,27
11 1年次研修での教員への指導 12 指導主事訪問による指導・助言	P.27
13 学校ICT環境整備の実施(実施計画事業)	P.27
14 特別支援教室における指導環境の充実【新規*】 15 特別支援教室の運営を指導・助言するアドバイザーの活用【新規*】	P.27,28
16 向原小学校・鷹番小学校・大岡山小学校の施設更新【新規*】(実施計画事業) 17 目黒南中学校・目黒西中学校新校舎の整備【新規*】(実施計画事業) 18 下目黒小学校知的障害特別支援学級の設置【新規*】	P.28
19 区主催人権教育研修の充実 20 区人権教育推進委員会の設置 21 区人権教育推進校による成果還元	P.29
22 人権教育の充実 23 区独自の副読本等の活用による理解啓発の充実 24 福祉体験活動の充実	P.29
25 特別支援教育講演会の実施 26 区報・区公式ウェブサイト等による理解啓発 27 就学相談のしおり及び啓発リーフレットの配布 28 さょういく広報、教育施策説明会等による特別支援教育の情報提供の充実	P.30
29 特別支援学級等設置校長会及び特別支援学級・特別支援教室拠点校主任会での理解啓発 30 交流及び共同学習の実施に関する指導主事等の訪問による継続的な指導・助言 31 連合行事等での交流教育 32 特別支援学級間の交流教育 33 特別支援学級設置校への交流及び共同学習支援員の配置	P.30,31
34 特別支援教育コーディネーター間(特別支援学校と副籍校)の情報交換の機会の確保	P.31
35 通常の学級を担当する1年次教員を対象とした特別支援学級体験研修の実施 36 特別支援教育研修の受講者による校・園内伝達研修の実施 37 特別支援教育に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言(再掲)	P.32,33
38 特別支援教育支援員・校内別室指導支援員・特別支援学級補助員等の適切な配置【新規】 39 特別支援教育支援員・校内別室指導支援員・特別支援学級補助員等の研修の実施	P.33
40 特別支援教室・特別支援学級におけるICTの利活用【新規*】 41 デジタル教科書・デジタル教材の活用【新規*】 42 特別支援教室巡回指導教員向け必修研修の実施 43 特別支援教室専門員必修研修の実施 44 特別支援学級を担当する1年次教員の特別支援学校における体験研修の実施 45 特別支援学級教員向け必修研修の実施 46 大学等との連携による特別支援学級での自立活動の指導の充実 47 特別支援教室の運営を指導・助言するアドバイザーの活用【新規*】(再掲) 48 特別支援教育に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言(再掲) 49 指導主事訪問による指導・助言(再掲) 50 特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の実施(再掲)	P.33~35
51 区立幼稚園・こども園への特別支援員等の配置 52 区立幼稚園・こども園特別支援員向け研修の実施	P.36
53 教育・心理・医療の専門家派遣による小学校就学前ガイダンスの実施 54 保護者への就学支援シート配布及び活用 55 就学相談員派遣による就学情報の提供 56 就学相談の充実【新規】 57 就学相談のしおり及び啓発リーフレットの配布(再掲)	P.37
58 児童発達支援センター等の情報提供事業への教育委員会の参加 59 児童発達支援センターによる訪問相談、保育所等訪問支援事業の実施	P.37
60 保護者と教育委員会との懇談会の実施 61 就学後の継続相談の充実 62 教育相談の充実	P.38
63 障害者自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会による関係機関等との連携強化 64 医療的ケア実施ガイドラインに基づく看護師の配置及び医療的ケア指導医の派遣 65 看護師配置等に関する学童保育クラブ等との連携強化 66 医療的ケア児支援関係機関協議会による関係機関等との連携強化	P.38,39
67 特別支援学校高等部での特別支援学級等設置校長会の開催 68 特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の実施(再掲)	P.39

【参考】各推進施策・推進事業・実施策ページの見方

①

② 6)特別支援教室*の環境整備

③ ④ ⑤

⑬ 特別支援教室における指導環境の充実 【教育支援課】校【新規*】
 児童・生徒の障害特性に応じて感覚や認知の特性に配慮し、学びやすい環境を整備します。

⑥	評価指標	R5現状値(全31校)	R11目標値(全29校)
	パーソナルスペースの確保	26校	29校

⑭ 特別支援教室の運営を指導・助言するアドバイザーの活用 【教育支援課】校【新規*】
 区立小・中学校の特別支援教室をアドバイザーが巡回し、特別支援教室の運営を指導・助言することにより、指導の充実を図ります。

	評価指標	R5現状値	R11目標値
	特別支援教室入級時の目標を達成した児童・生徒の割合	81%	100%

⑦

実施策	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
⑬ 特別支援教室における指導環境の充実	実施・充実	▶			
⑭ 特別支援教室の運営を指導・助言するアドバイザーの活用	実施・充実	▶			

①:推進事業の通し番号、推進事業名を示します。

②:実施策の通し番号、実施策名を示します

③:実施策の担当課を示します。

④:実施策の対象となる学校等を示します。

園:幼稚園・こども園 校:小・中学校 小:小学校 中:中学校

⑤:実施策の区分を示します。

新規*:新たに取り組む実施策

新規:既に実施している事業で、新たに特別支援教育推進計画に位置付けて推進する実施策

継続:第四次の特別支援教育推進計画に掲載されている事業で継続して取り組む実施策

⑥:数値目標を設定している実施策について、現状値と目標値を示します。

⑦:新たに取り組む実施策について、年度単位に取り組む内容を示します。また、前年度以前から実施し、計画期間中も継続的に行う取組は、新規実施策を含め、巻末の実施策取組一覧表で示しています。

障害の有無にかかわらず、全ての子どもが可能な限り共にいきいきと学ぶ環境を整備していくため、区立学校・園における支援体制や学習環境を整えるとともに、学校・園とその地域における心のバリアフリー*の推進に取り組みます。

【現状・取組の必要性】

- 目黒区では、全小・中学校に特別支援教室*を設置し、児童・生徒一人ひとりの状態に応じた教育を行うための環境を整えてきました。今後も特別支援教室入室児童・生徒数の増加が見込まれることから、一層の環境整備が求められています。児童・生徒一人ひとりの状態をより適切に把握するためのアセスメント*の実施、指導環境の整備、指導・支援のための教材・教具の充実等を推進していくことが必要です。
- 区立小・中学校特別支援学級*に入級する児童・生徒数が増加傾向にあることから、新たな特別支援学級の設置に向けて検討することが必要です。対象児童・生徒数の推計を行うなど、将来的な見通しを立てながら、整備について検討しなければなりません。
- 多様化・複雑化する教育的ニーズに対応したより専門性の高い指導技術を実践するために、ICT*環境の整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づく学習環境や理解啓発が必要です。
- 共生社会の実現に向けて、全ての子どもが障害の有無にかかわらず可能な限り共にいきいきと学ぶことができるよう、区立学校・園における心のバリアフリー*の推進が求められています。
- これまで、特別支援学校*と区立小・中学校との副籍交流の活性化や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習*の充実に取り組んできました。引き続き、学校の工夫された取組内容を周知し、区全体で心のバリアフリーを推進していくとともに、交流及び共同学習に全ての学校が計画的かつ組織的に取り組んでいくための体制整備が必要です。
- 交流及び共同学習の円滑な実施に向けて、教職員、幼児・児童・生徒及びその保護者、区民を対象とした理解・啓発の機会を充実することが求められています。

◇推進施策 1 区立学校・園における支援体制の充実**1) 区立学校・園における校・園内支援体制の充実**

- 1 校・園内委員会*運営方法等の情報提供** 【教育支援課】**校**・**園**【継続】
各学校・園に対して「校・園内委員会における留意事項」について周知し、校・園内委員会運営方法等の理解啓発を図ります。
- 2 特別支援教育コーディネーター*連絡会における研修の実施** 【教育支援課】**校**・**園**【継続】
特別支援教育コーディネーター連絡会に特別支援学校*の特別支援教育コーディネーターを招聘し研修を実施します。

- 3 特別支援学校*のセンター的機能を活用した研修の実施 【教育支援課】校・園【継続】
特別支援学校の特別支援教育コーディネーター*を招聘し、障害のある幼児・児童・生徒へのアセスメント*等に関する助言及び研修等を実施します。

- 4 特別支援教育*に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言【教育支援課】校・園【継続】
教員の特別支援教育に関する専門性を高め、指導力の向上を図ることを目的として、大学等の学識経験者による校・園内研修会や指導・助言を実施します。

評価指標	R5現状値	R11目標値
学識経験者による特別支援教育に関する校・園内研修会等の実施校・園(率)	48%	80%以上

2)区立学校・園における相談機能の充実

- 5 スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用 【教育支援課】校・園【継続】
いじめや不登校、集団不適應の問題の解決、発達障害*等の支援に資するため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを区立学校・園に派遣し、幼児・児童・生徒・保護者・教職員等への相談支援を行います。

- 6 個別指導計画*・学校生活支援シート*の作成及び活用 【教育支援課】校・園【継続】
特別な支援を必要としている幼児・児童・生徒については個別指導計画の作成を、特別支援学級*や通級指導学級*、特別支援教室*で学ぶ児童・生徒については個別指導計画及び学校生活支援シートの作成を必須とします。また、資料作成の際には、各種発達検査をはじめ、実態把握表等を活用するよう理解促進に努めます。

- 7 各種専門スタッフの活用 【教育支援課】校・園【継続】
特別支援教育主任専門員*・教育相談員*が、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒の実態把握と特別支援教育支援員*配置時数の是非の検討及び支援の手だて等の助言のため、定期巡回訪問や派遣要請による訪問を行います。また、学校経営支援員*が、新補転補の管理職や学校からの派遣要請により、学校経営に関する支援を行います。

3)区立学校・園における合理的配慮*の提供促進

- 8 合理的配慮提供事例集の更新 【教育支援課】校・園【継続】
学校・園から提出された事例を追加しながら「合理的配慮の提供事例集」を更新し、周知することで教員の理解啓発を図ります。

- 9 eラーニング*による合理的配慮についての理解啓発 【教育支援課】校・園【継続】
合理的配慮の提供についてeラーニングで研修を実施し、合理的配慮についての理解を深めます。

評価指標(満点:4ポイント)	R5現状値	R11目標値
合理的配慮の研修受講者評価(理解が深まった)	平均3.6ポイント	平均3.8ポイント

- 10 合理的配慮*に関する法律相談(スクールロイヤー)の活用【教育支援課・教育政策課】**校**・**園**【継続】
合理的配慮の提供に関して円滑な運営に資するため、校・園長及び教育委員会事務局の管理職に対し、スクールロイヤーが法律的な助言を行います。

◇推進施策2 学びの場の環境整備

4)学級におけるユニバーサルデザイン化*の推進

- 11 1年次研修での教員への指導 【教育指導課】**校**・**園**【継続】
教員の1年次(初任者)研修において、「人権教育プログラム(学校教育編)」(東京都教育委員会)を踏まえ、授業等のユニバーサルデザイン及び学習環境のユニバーサルデザインの推進について指導します。

- 12 指導主事訪問による指導・助言 【教育指導課・教育支援課】**校**・**園**【継続】
教員の1年次(初任者)研修における巡回訪問及び目黒区の特別支援教室*・特別支援学級*を初めて担当する教員等を対象として、指導主事が授業観察を行い、「人権教育プログラム(学校教育編)」(東京都教育委員会)を踏まえ、授業等のユニバーサルデザイン及び学習環境のユニバーサルデザインの推進について指導・助言します。

5)学校 ICT*環境整備

- 13 学校ICT環境整備の実施(実施計画事業) 【学校ICT課】**校**【継続】
区立小・中学校の教育システムの更新並びに校内ネットワーク再構築を行うとともに、校務システムとの統合を図ります。また、GIGAシステム(1人1台学習用情報端末)の更新及び運用見直しを行います。
「GIGAスクール構想*」並びに「MEGUROスマートスクール・アクションプラン」に基づき、子どもたち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む学びを支える学校ICT環境を実現します。

6)特別支援教室*の環境整備

- 14 特別支援教室における指導環境の充実 【教育支援課】**校**【新規*】
児童・生徒の障害特性に応じて感覚や認知の特性に配慮し、学びやすい環境を整備します。

評価指標	R5現状値(全31校)	R11目標値(全29校)
パーソナルスペースの確保	26校	29校

15 特別支援教室*の運営を指導・助言するアドバイザーの活用 【教育支援課】㊦【新規*】

区立小・中学校の特別支援教室をアドバイザーが巡回し、特別支援教室の運営を指導・助言すること等により、指導の充実を図ります。

評価指標	R5現状値	R11目標値
特別支援教室入級時の目標を達成した児童・生徒の割合	81%	100%

実施策	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
14 特別支援教室における指導環境の充実	実施・充実				
15 特別支援教室の運営を指導・助言するアドバイザーの活用	実施・充実				

7)区立小学校施設の計画的な更新・区立中学校新校舎の整備

16 向原小学校・鷹番小学校・大岡山小学校の施設更新(実施計画事業)【学校施設計画課】㊦【新規*】

令和4年度から向原小学校、鷹番小学校、大岡山小学校の順に、学校施設の更新に取り組む中で、特別支援教室や特別支援学級*の環境を整備します。特別支援教室は、職員室や保健室とのつながりを重視した計画とします。特別支援学級は、日常生活において特別支援学級と通常の学級のふれあいを大切にし、一体感のある学校を計画します。

17 目黒南中学校・目黒西中学校新校舎の整備(実施計画事業)【学校施設計画課】㊦【新規*】

目黒南中学校(第七中学校と第九中学校)、目黒西中学校(第八中学校と第十一中学校)の新設中学校開校に伴い、特別支援教室や特別支援学級の環境を整備します。特別支援教室は、必要とする生徒の心境に配慮した計画とします。特別支援学級は、日常生活において特別支援学級と通常の学級のふれあいを大切にし、一体感のある学校を計画します。

18 下目黒小学校知的障害特別支援学級の設置 【教育支援課】㊦【新規*】

下目黒小学校知的障害特別支援学級の設置を進めていきます。

評価指標	R5現状値	R11目標値
小学校知的障害特別支援学級設置校	4校	5校

実施策	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
16 向原小学校・鷹番小学校・大岡山小学校の施設更新					
17 目黒南中学校・目黒西中学校新校舎の整備				目黒南中学校新校舎使用開始	目黒西中学校新校舎使用開始
18 下目黒小学校知的障害特別支援学級の設置	検討				仮校舎使用開始

8)教職員への理解啓発

- 19 区主催人権教育研修の充実** 【教育指導課】**校**・**園**【継続】
 教職員の人権意識の醸成啓発を図るため、「目黒区人権感覚チェックシート」等を活用した人権教育研修(e ラーニング*を含む)を実施します。

評価指標(満点:4ポイント)	R5現状値	R11目標値
人権教育研修受講者評価(理解が深まった)	平均 3.7 ポイント	平均 3.8 ポイント

- 20 区人権教育推進委員会の設置** 【教育指導課】**校**・**園**【継続】
 校・園長、副校長、主幹教諭の代表者及び教育委員会事務局で構成する目黒区人権教育推進委員会*において、実践例等を啓発資料「人権教育推進委員会だより」や冊子「目黒区人権教育の推進」にまとめ、各学校・園に周知することにより、教員への人権意識啓発をします。

- 21 区人権教育推進校による成果還元** 【教育指導課】**校**・**園**【継続】
 目黒区人権教育推進校*の授業公開及び事例報告会等を通して人権教育の具体的な推進の在り方について学び、自校・園の研修で還元します。

9)幼児・児童・生徒への理解啓発

- 22 人権教育の充実** 【教育指導課】**校**・**園**【継続】
 区立学校・園において、人権教育を教育課程に位置付けることで、人権教育の充実を図ります。

- 23 区独自の副読本等の活用による理解啓発の充実** 【教育指導課】**校**【継続】
 目黒区教育委員会が発行する副教材「Be Together」や目黒区社会福祉協議会が発行する福祉体験学習ブック「ともに生きる笑顔のまち～私たちにできること～」を配布し、障害に対する理解啓発を図ります。

- 24 福祉体験活動の充実** 【教育指導課】**小**【継続】
 区立小学校において、目黒区社会福祉協議会による福祉体験活動を実施します。実施しない小学校には、副読本を配布し、理解啓発に努めます。

10) 保護者・区民への理解啓発

25 特別支援教育講演会の実施 【教育支援課】校・園【継続】

保護者・区民などを対象に特別支援教育講演会を実施し、理解啓発を図ります。

評価指標(年間)	R5現状値	R11目標値
特別支援教育講演会の受講者数	188人	220人

26 区報・区公式ウェブサイト等による理解啓発 【教育支援課】校・園【継続】

特別支援教育について区報や区公式ウェブサイト等に掲載し、理解啓発を図ります。

27 就学相談*のしおり及び啓発リーフレットの配布 【教育支援課】校・園【継続】

就学相談のしおり及び啓発リーフレットを幼稚園・こども園・保育所等に配布し、就学相談について保護者に周知・啓発を行います。また、就学相談のしおり及び啓発リーフレットの多言語化を進めます。

28 きょういく広報、教育施策説明会等による特別支援教育*の情報提供の充実 【教育支援課】校・園【継続】

きょういく広報や教育施策説明会等で特別支援教育について情報提供することにより、保護者・区民への理解啓発を図ります。

11) 交流及び共同学習*の充実

29 特別支援学級*等設置校長会及び特別支援学級・特別支援教室*拠点校主任会での理解啓発 【教育支援課】校【継続】

交流及び共同学習重点支援校での取組について、特別支援学級等設置校長会や特別支援学級・特別支援教室拠点校主任会等で情報提供することで、理解啓発を図ります。

30 交流及び共同学習の実施に関する指導主事等の訪問による継続的な指導・助言 【教育支援課】校【継続】

毎年度、交流及び共同学習重点支援校を指定しています。指導主事等の訪問により、特別支援学級と通常の学級の児童・生徒が行う交流及び共同学習の実施に関して継続的な指導・助言を行います。

評価指標(年間)	R5現状値(全10学級)	R11目標値(全11学級)
特別支援学級設置校における特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習(授業交流)の実施の割合	100%	100%

- 31 連合行事等での交流教育 【教育支援課】校【継続】
連合音楽会、中学校連合体育大会、連合展覧会「めぐろの子どもたち展」を実施します。
また、特別支援学級*(知的・肢体)の児童・生徒を対象に特別支援学級連合運動会を実施します。
- 32 特別支援学級間の交流教育 【教育支援課】校【継続】
特別支援学級連合運動会や特別支援学級連合宿泊行事等により、特別支援学級間の交流教育を行います。
- 33 特別支援学級設置校への交流及び共同学習支援員*の配置 【教育支援課】校【継続】
特別支援学級の児童・生徒の介助及び交流及び共同学習の企画補助、運営補助のため、特別支援学級設置校に交流及び共同学習支援員(会計年度任用職員)を配置します。

12)特別支援学校*に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実

- 34 特別支援教育コーディネーター*間(特別支援学校と副籍校)の情報交換の機会の確保【教育支援課】校【継続】
特別支援教育コーディネーター連絡会を参集型で実施することにより、副籍校と特別支援学校の特別支援教育コーディネーター間での情報交換の機会を確保するとともに、交流及び共同学習*の促進につなげます。

子ども一人ひとりの障害による学習上又は生活上の困難さが異なることを理解し、個に応じた分かりやすい指導内容や指導方法の工夫を検討し、子どもが意欲的に課題に取り組めるようにすることが重要です。

そのため、教員の専門性向上に向けた取組を推進し、区立幼稚園・こども園、区立小・中学校の通常の学級・特別支援教室*・特別支援学級*における指導の充実を図ります。

【現状・取組の必要性】

- 目黒区教育委員会では、令和5年12月に目黒区教員人材基本方針を改定するとともに、目黒区立学校・園教員としての資質の向上に関する指標を示し、成長段階や職層に応じて求められる役割や身に付けるべき力等を明確にしています。
- 通常の学級を担当する教員が特別支援教育*に関する理解を深めるとともに、障害特性に応じた指導・支援等の充実・改善を図るため、特別支援教育研修を実施しています。通常の学級を担当する全ての教員が、特別支援教育の視点を持ち、ユニバーサルデザインの考え方に基づく指導を行うことができるよう、研修方法及び内容や機会の更なる充実が求められています。
- 特別支援教室・特別支援学級を担当する教員の特別支援教育に係る専門性の一層の向上を図るため、障害種別に応じた専門的な研修を実施しています。教員一人ひとりの資質・能力の向上が求められているため、引き続き、専門性の向上のための取組を実施していきます。
- 特別支援教室・特別支援学級において、学習用情報端末が有効に活用できるよう研修を実施しています。引き続き、発達段階に応じた情報活用能力の育成を進めるとともに、学習用情報端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図ります。また、指導者用デジタル教科書の活用を推進するとともに、学習者用デジタル教科書の導入に向けて検討していきます。

◇推進施策4 区立学校・園における多様な学びの場で指導・支援の充実

13)通常の学級・園における特別な支援を要する幼児・児童・生徒への指導力の向上

35 通常の学級を担当する1年次教員を対象とした特別支援学級体験研修の実施【教育支援課】**校**【継続】

特別支援教育*の視点をもつ教員の育成及び特別支援学級担当教員の資質・能力の向上のため、通常の学級を担当する1年次教員を対象とした特別支援学級体験研修を実施します。

36 特別支援教育研修の受講者による校・園内伝達研修の実施【教育支援課】**校**・**園**【継続】

特別支援教育研修を受講した教員等による校・園内伝達研修の実施により、学校・園全体として特別支援教育に関する資質・能力の向上を図ります。

- 37 特別支援教育*に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言(再掲)【教育支援課】・【継続】
 教員の特別支援教育に関する専門性を高め、指導力の向上を図ることを目的として、大学等の学識経験者による校・園内研修会や指導・助言を実施します。

評価指標	R5現状値	R11目標値
学識経験者による特別支援教育に関する校・園内研修会等の実施校・園(率)	48%	80%以上

14)特別支援教育支援員*・特別支援学級補助員*等の配置と専門性の向上

- 38 特別支援教育支援員・校内別室指導支援員*・特別支援学級補助員等の適切な配置【教育支援課】【新規】
 通常の学級に在籍し、生活面及び学習面で特別な支援を要する児童・生徒に対し特別支援教育支援員を配置します。また、校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、校内別室指導支援員を配置します。特別支援学級に在籍する児童・生徒の支援等のため、特別支援学級補助員等を配置します。

- 39 特別支援教育支援員・校内別室指導支援員・特別支援学級補助員等の研修の実施【教育支援課】【継続】
 特別支援教育支援員・校内別室指導支援員・特別支援学級補助員等に対し、必修研修として、必要な研修を実施することで、特別支援教育に関する資質・能力の向上を図ります。

評価指標(満点:4ポイント)	R5現状値	R11目標値
特別支援教育支援員研修受講者評価 (日々の支援の中で活かすことができる)	平均 3.6 ポイント	平均3.8ポイント
特別支援教育補助員研修受講者評価 (理解が深まった)	平均 3.7 ポイント	平均 3.8 ポイント

15)特別支援教室*・特別支援学級における指導・支援の充実

- 40 特別支援教室・特別支援学級におけるICT*の活用【教育支援課】【新規*】
 発達段階に応じた情報活用能力の育成を進めるとともに、学習用情報端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの実現を図ります。

41 デジタル教科書・デジタル教材の活用 【教育支援課】【新規*】

指導者用デジタル教科書の活用を推進するとともに、学習者用デジタル教科書の導入に向けて検討していきます。また、学習に効果的なデジタル教材の充実を図ります。

実施策	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
40 特別支援教室*・特別支援学級*におけるICT*の利活用	実施・充実				
41 デジタル教科書・デジタル教材の活用	実施・充実				

42 特別支援教室巡回指導教員*向け必修研修の実施 【教育支援課】【継続】

特別支援教室巡回指導教員向けに自立活動*等をテーマとした必修研修を実施することで、特別支援教室担当教員の指導力向上を図ります。

評価指標(満点:4ポイント)	R5現状値	R11目標値
特別支援教室巡回指導教員向け研修受講者評価(理解が深まった)	平均3.8ポイント	平均3.8ポイント

43 特別支援教室専門員*必修研修の実施 【教育支援課】【継続】

特別支援学校*の特別支援教育コーディネーター*を研修講師として招聘する等により、特別支援教室専門員向けに必修研修を実施することで、専門性の向上を図ります。

評価指標(満点:4ポイント)	R5現状値	R11目標値
特別支援教室専門員研修受講者評価(理解が深まった)	平均3.8ポイント	平均3.8ポイント

44 特別支援学級を担当する1年次教員の特別支援学校における体験研修 【教育支援課】【継続】

特別支援学級を担当する1年次教員向けに特別支援学校における体験研修を実施することにより、特別支援学級担当教員の資質・能力の向上を図ります。

45 特別支援学級教員向け必修研修の実施 【教育支援課】【継続】

特別支援学級教員向けに障害種別必修研修を実施することにより、特別支援学級担当教員の専門性の向上を図ります。

評価指標(満点:4ポイント)	R5現状値	R11目標値
特別支援学級教員向け研修受講者評価(理解が深まった)	平均3.7ポイント	平均3.8ポイント

46 大学等との連携による特別支援学級での自立活動の指導の充実 【教育支援課】【継続】

横浜国立大学との協定に基づき、自閉症・情緒障害特別支援学級*における自立活動の指導の充実を図ります。また、横浜国立大学大学院教授を招聘し、自閉症・情緒障害特別支援学級担当教員向けに自立活動*の指導に係る研修会や授業観察を実施することにより、自立活動に対する理解を深めます。

- 47** 特別支援教室*の運営を指導・助言するアドバイザーの活用(再掲)【教育支援課】**校**【新規*】
 区立小・中学校の特別支援教室をアドバイザーが巡回し、特別支援教室の運営を指導・助言することにより、指導の充実を図ります。

評価指標	R5現状値	R11目標値
特別支援教室入級時の目標を達成した児童・生徒の割合	81%	100%

- 48** 特別支援教育*に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言(再掲)【教育支援課】**校**・**園**【継続】
 教員の特別支援教育に関する専門性を高め指導力の向上を図ることを目的として大学等の学識経験者による特別支援教育に関する校・園内研修会及び指導・助言を実施します。

評価指標	R5現状値	R11目標値
学識経験者による特別支援教育に関する校・園内研修会等の実施校(率)	48%	80%以上

- 49** 指導主事訪問による指導・助言(再掲) 【教育指導課・教育支援課】**校**・**園**【継続】
 教員の1年次(初任者)研修における巡回訪問及び目黒区の特別支援教室・特別支援学級*を初めて担当する教員等を対象として、指導主事が授業観察を行い、「人権教育プログラム(学校教育編)」(東京都教育委員会)を踏まえ、授業等のユニバーサルデザイン及び学習環境のユニバーサルデザインの推進について指導・助言します。

- 50** 特別支援学校*のセンター的機能を活用した研修の実施(再掲)【教育支援課】**校**・**園**【継続】
 特別支援学校の特別支援教育コーディネーター*を招聘し、障害のある幼児・児童・生徒へのアセスメント*等に関する助言及び研修等を実施します。

区立学校・園、保護者、関係機関等が積極的に連携して、幼児・児童・生徒の健やかな成長を図ることが大切です。子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実させるため、保護者や区内全ての幼稚園・こども園・保育所等との早期からの連携を一層進めます。

また、小学校就学後についても、卒業後までを見通して保護者や関係機関との連携を深めるとともに、必要な支援体制を構築します。

【現状・取組の必要性】

- 小学校就学前ガイダンスなどの実施により、小学校就学前からの教育相談体制の充実を推進してきました。今後も、区内全ての幼稚園・こども園・保育所等との連携を一層進めていくことが必要です。
- 就学相談*については、区内全ての幼稚園・こども園・保育所等で、保護者向けに就学情報を提供するなど、更に充実を図ることが必要です。
- 小学校就学後についても、保護者や関係機関等との連携を深めることが必要です。また、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援体制の構築を図るための中核的な役割を担っている都立特別支援学校*のセンター校との連携が求められています。
- 医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒に関しては、令和6年4月に「目黒区立小・中学校、目黒区立幼稚園・こども園における医療的ケア実施ガイドライン」を策定し、安全で安心した学校・園生活を送ることができるよう体制整備に取り組んできました。引き続き、医療的ケア指導医や医療機関、学童保育クラブ等との連携を深め、医療的ケアを必要とする幼児・児童・生徒に対する教育を行う体制の更なる充実を図ることが必要です。

◇推進施策5 就学前における早期からの連携による相談・支援体制の充実

16)区立幼稚園・こども園への特別支援員*等の効果的な配置

51 区立幼稚園・こども園特別支援員等の配置 【学校運営課】**㊦**【継続】

区立幼稚園・こども園における特別な支援が必要な幼児に対し、特別支援員や看護師等を配置します。

52 区立幼稚園・こども園特別支援員向け研修の実施 【教育支援課】**㊦**【継続】

区立幼稚園・こども園に配置した特別支援員向けに必修研修を実施することにより、特別支援教育*に係る専門性の向上を図ります。

評価指標(満点:4ポイント)	R5現状値	R11目標値
区立幼稚園・こども園特別支援員研修 受講者評価(理解が深まった)	平均 3.8 ポイント	平均3.8ポイント

17)保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実

- 53** 教育・心理・医療の専門家派遣による小学校就学前ガイダンスの実施【教育支援課】**園**【継続】
区内全ての幼稚園・こども園・保育所等を訪問し、在籍する幼児の集団生活上の困難さを改善するための教育的支援について、教職員及び保護者からの相談を受け、幼児の行動観察や助言を行います。

評価指標	R5現状値	R11目標値
実施回数	70回	80回
対象幼児数	124人	140人

- 54** 保護者への就学支援シート配布及び活用 【教育支援課】**小・園**【継続】
区内全ての幼稚園・こども園・保育所等を通じて保護者へ就学支援シートを配布し、就学先の区立小学校へ提出することで、円滑な学校生活につなげます。

- 55** 就学相談員*派遣による就学情報の提供 【教育支援課】**小・園**【継続】
療育施設等に就学相談員を派遣し、就学情報の提供により就学相談*の周知啓発を図ります。
また、保護者の就学相談に関する理解を促進し、早期に就学相談へつなげます。

- 56** 就学相談の充実 【教育支援課】**校・園**【新規】
区立小・中学校への就学にあたり、子どもたちの能力や可能性を最大限に伸ばすために、最も適した学びの場について、合意形成を図りながら保護者とともに考え、就学相談を充実していきます。

- 57** 就学相談のしおり及び啓発リーフレットの配布(再掲) 【教育支援課】**小・園**【継続】
就学相談のしおり及び啓発リーフレットを幼稚園・こども園・保育所等に配布し、就学相談について保護者に周知・啓発を行います。また、就学相談のしおり及び啓発リーフレットの多言語化を進めます。

18)児童発達支援センター*等との連携による支援の充実

- 58** 児童発達支援センター等の情報提供事業への教育委員会の参加【障害者支援課・教育支援課】**小・園**【継続】
「発達応援マルシェ」など、児童発達支援センター等の情報提供事業へ教育委員会が参加し、就学相談のしおりや啓発リーフレット等を配布することで、保護者への理解啓発を図ります。

- 59** 児童発達支援センターによる訪問相談、保育所等訪問支援事業*の実施【障害者支援課】**小・園**【継続】
区内の幼稚園・こども園・保育所等及び保護者からの依頼により、児童発達支援センター*が幼稚園等を訪問し、訪問相談、保育所等訪問支援事業*を実施します。

◇推進施策6 卒業後までを見通した連携による支援体制の充実

19)保護者と教育委員会との連携による支援の充実

60 保護者と教育委員会との懇談会の実施 【教育支援課】**校**・**園**【継続】

毎年度、保護者と教育委員会との懇談会を実施し、保護者からの要望を直接聴いたり意見交換したりすることで、特別支援教育*の推進につなげます。

61 就学後の継続相談の充実 【教育支援課】**校**【継続】

就学後も保護者や学校関係機関との連携により、継続相談の充実を図ります。

62 教育相談の充実 【教育支援課】**校**・**園**【新規】

幼児・児童・生徒の心身の健全な発達を支援するため、知能・発達、学業・進路・適性、就園・就学、不登校、行動、性格、人間関係、身体・精神、その他の教育上の諸問題についての相談事業を実施します。

20)関係機関等と連携した支援体制の強化

63 障害者自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会による関係機関等との連携強化【障害施策推進課・教育支援課】【継続】

障害者自立支援協議会や障害者差別解消支援地域協議会において、共生社会の実現に向けた地域課題の検討や、障害者差別解消に係る相談事例の情報共有及び情報発信等を行うことで、関係機関等との連携強化を図ります。

評価指標	R5現状値	R11 目標値
障害者自立支援協議会における障害者等の支援体制の整備に向けた地域課題の検討	・協議会3回開催 ・地域課題の検討0回	・協議会3回開催 ・地域課題の検討年1回以上
障害者差別解消支援地域協議会における障害者の差別解消に向けた課題の検討及び情報共有	・協議会2回開催 ・課題の検討2回	・協議会2回開催 ・課題の検討2回

64 医療的ケア運営ガイドラインに基づく看護師の配置及び医療的ケア指導医の派遣【教育支援課】**校**・**園**【継続】

「目黒区立小・中学校、目黒区立幼稚園・こども園における医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、区立学校・園に看護師を配置します。また、医療的ケア指導医を派遣し、安全確保のための指導・助言を行います。

65 看護師配置等に関する学童保育クラブ等との連携強化【教育支援課・放課後子ども対策課】**小**【継続】

看護師配置等に関して、医療的ケア児*の受け入れを行っている学童保育クラブ等との連携の強化を図ります。

- 66 医療的ケア児*支援関係機関協議会による関係機関等との連携強化【障害者支援課・教育支援課】【継続】
保健・医療・福祉・教育等の関係機関が様々な課題について協議するとともに連携の強化を図ります。

評価指標	R5現状値	R11目標値
医療的ケア児支援関係機関協議会開催	0回	2回

21)特別支援学校*との連携による支援の充実

- 67 特別支援学校高等部での特別支援学級*等設置校長会の開催 【教育支援課】【継続】
特別支援学校高等部で特別支援学級等設置校長会を開催することにより、管理職の特別支援学校高等部への理解を深めるとともに、卒業後までを見通した支援の在り方や適切な進路選択に向けた情報提供を行います。
- 68 特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の実施(再掲)【教育支援課】・【継続】
特別支援学校の特別支援教育コーディネーター*を招聘し、障害のある幼児・児童・生徒へのアセスメント*等に関する助言及び研修等を実施します。



【就学支援シート】
子どもが楽しく学校生活を送ることができるよう必要な支援や配慮を共に考えていくための資料

◇ 年度別実施策取組一覧表

推進事業	実施策	R7	R8	R9	R10	R11
1)区立学校・園における校・園内支援体制の充実	1 校・園内委員会運営方法等の情報提供					
	2 特別支援教育コーディネーター連絡会における研修の実施					
	3 特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の実施					
	4 特別支援教育に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言					
2)区立学校・園における相談機能の充実	5 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの活用					
	6 個別指導計画・学校生活支援シートの作成及び活用					
	7 各種専門スタッフの活用					
3)区立学校・園における合理的配慮の提供促進	8 合理的配慮提供事例集の更新					
	9 eラーニングによる合理的配慮についての理解啓発					
	10 合理的配慮に関する法律相談(スクールロイヤー)の活用					
4)学級におけるユニバーサルデザイン化の推進	11 1年次研修での教員への指導					
	12 指導主事訪問による指導・助言					
5)学校ICT環境整備	13 学校ICT環境整備の実施(実施計画事業)					
6)特別支援教室の環境整備	14 特別支援教室における指導環境の充実【新規*】	実施・充実				
	15 特別支援教室の運営を指導・助言するアドバイザーの活用【新規*】	実施・充実				
7)区立小学校施設の計画的な更新・区立中学校新校舎の整備	16 向原小学校・鷹番小学校・大岡山小学校の施設更新【新規*】(実施計画事業)					
	17 目黒南中学校・目黒西中学校新校舎の整備【新規*】(実施計画事業)				目黒南中学校新校舎使用開始	目黒西中学校新校舎使用開始
	18 下目黒小学校知的障害特別支援学級の設置【新規*】	検討				仮校舎使用開始
8)教職員への理解啓発	19 区主催人権教育研修の充実					
	20 区人権教育推進委員会の設置					
	21 区人権教育推進校による成果還元					
9)児童・生徒への理解啓発	22 人権教育の充実					
	23 区独自の副読本等の活用による理解啓発の充実					
	24 福祉体験活動の充実					
10)保護者・区民への理解啓発	25 特別支援教育講演会の実施					
	26 区報・区公式ウェブサイト等による理解啓発					
	27 就学相談のしおり及び啓発リーフレットの配布					
	28 きょういく広報、教育施策説明会等による特別支援教育の情報提供の充実					
11)交流及び共同学習の充実	29 特別支援学級等設置校長会及び特別支援学級・特別支援教室拠点校主任会での理解啓発					
	30 交流及び共同学習の実施に関する指導主事等の訪問による継続的な指導・助言					
	31 連合行事等での交流教育					
	32 特別支援学級間の交流教育					
	33 特別支援学級設置校への「交流及び共同学習支援員」の配置					
12)特別支援学校に在籍する児童・生徒の副籍交流の充実	34 特別支援教育コーディネーター間(特別支援学校と副籍校)の情報交換の機会の確保					

推進事業	実施策	R7	R8	R9	R10	R11
13) 通常の学級における特別な支援を要する幼児・児童・生徒への指導力の向上	35 通常の学級を担当する1年次教員を対象とした特別支援学級体験研修の実施					
	36 特別支援教育研修の受講者による校・園内伝達研修の実施					
	37 特別支援教育に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言(再掲)					
14) 特別支援教育支援員・特別支援学級補助員等の配置と専門性の向上	38 特別支援教育支援員・校内別室指導支援員・特別支援学級補助員等の適切な配置【新規】					
	39 特別支援教育支援員・校内別室指導支援員・特別支援学級補助員等の研修の実施					
15) 特別支援教室・特別支援学級における指導・支援の充実	40 特別支援教室・特別支援学級におけるICTの活用【新規*】	実施・充実				
	41 デジタル教科書・デジタル教材の活用【新規*】	実施・充実				
	42 特別支援教室巡回指導教員向け必修研修の実施					
	43 特別支援教室専門員必修研修の実施					
	44 特別支援学級を担当する1年次教員の特別支援学校における体験研修の実施					
	45 特別支援学級教員向け必修研修の実施					
	46 大学等との連携による特別支援学級での自立活動の指導の充実					
	47 特別支援教室の運営を指導・助言するアドバイザーの活用【新規*】(再掲)					
	48 特別支援教育に関する校・園内研修会及び学識経験者による指導・助言(再掲)					
	49 指導主事訪問による指導・助言(再掲)					
50 特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の実施(再掲)						
16) 区立幼稚園・こども園への特別支援員等の効果的な配置	51 区立幼稚園・こども園特別支援員等の配置					
	52 区立幼稚園・こども園特別支援員向け研修の実施					
17) 保護者や関係機関等との連携による支援体制の充実	53 教育・心理・医療の専門家派遣による小学校就学前ガイダンスの実施					
	54 保護者への就学支援シート配布及び活用					
	55 就学相談員派遣による就学情報の提供					
	56 就学相談の充実【新規】					
	57 就学相談のしおり及び啓発リーフレットの配布(再掲)					
18) 児童発達支援センター等との連携による支援の充実	58 児童発達支援センター等の情報提供事業への教育委員会の参加					
	59 児童発達支援センターによる訪問相談、保育所等訪問支援事業の実施					
19) 保護者と教育委員会との連携による支援の充実	60 保護者と教育委員会との懇談会の実施					
	61 就学後の継続相談の充実					
	62 教育相談の充実					
20) 関係機関等と連携した支援体制の強化	63 障害者自立支援協議会・障害者差別解消支援地域協議会による関係機関等との連携強化					
	64 医療的ケア運営ガイドラインに基づく看護師の配置及び医療的ケア指導医の派遣					
	65 看護師配置等に関する学童保育クラブ等との連携強化					
	66 医療的ケア児支援関係機関協議会による関係機関等との連携強化					
21) 特別支援学校との連携による支援の充実	67 特別支援学校高等部での特別支援学級等設置校長会の開催					
	68 特別支援学校のセンター的機能を活用した研修の実施(再掲)					

参考資料

- 1 特別支援教育*に係る国や東京都の動向
 - (1)国の動向
 - (2)東京都の動向
- 2 目黒区特別支援教育推進計画(第五次)策定に係る検討経過
- 3 用語解説(本文中の*印の語句の説明 五十音順)

1 特別支援教育*に係る国や東京都の動向(令和2年4月～令和6年3月)

(1)国の動向

<特別支援教育に関する近年の国の動向>

○令和3年1月:「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告」

- 障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられる条件整備
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級*、特別支援学校*といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備(高等学校における特別支援教育の充実を含む)
- 特別支援教育を担う教師の専門性の向上(全ての教師、特別支援学級・通級による指導を担当する教師、特別支援学校の教師)、教員育成指標に位置付け

○令和3年1月:『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」(中教審答申)

- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善
- 全ての教育段階におけるインクルーシブ教育システム*の構築による、全ての子どもたちが適切な教育を受けられる環境整備

○令和3年6月:「障害のある子供の教育支援の手引」

- 教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を柔軟に見直すこと
- 一貫した教育支援の中で、就学先となる学校や学びの場における学びの連続性を実現
- 医療的ケア児*の受入れに際し、就学に関わる関係者の全てが、理解しておくべき基本的な考え方等
- 「教育的ニーズ」や「合理的配慮*」等の障害のある子供の教育支援に係る基本的考え方

○令和3年9月:「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

- 医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資することや、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与

○令和3年9月:「特別支援学校設置基準」の公布

- 特別支援学校を設置するために必要な最低限の基準とするとともに、地域の実態に応じた適切な対応が可能となるよう、弾力的かつ大綱的な規定

○令和4年3月:「特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議」報告

- 採用後、10年以内に特別支援教育を複数年経験
- 特別支援学級等の教師による特別支援学校への人事交流の充実
- 校内研修、交換授業、OJT*の推進
- 管理職の任用にあたり、特別支援教育の経験を考慮
- 学校経営方針等に特別支援教育に関する目標を設定し、校内体制を整備 など

○令和4年8月:「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」

- 資質の向上に向けた指標に、教師に共通的に求められる具体的な資質の内容として、特別な配慮や支援が必要な子供への対応が位置付け

○令和4年12月:通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について

- 「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合(小学校・中学校 8.8%、高等学校 2.2%)

- 令和5年3月:「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議 報告」
 - 校内支援体制の充実(支援の対象とすべき児童生徒について幅広く把握し、必要な支援を組織的に対応)
 - 通級による指導の充実(児童生徒が慣れた環境で安心して受けられるよう、自校通級や巡回指導を促進 等)
 - 特別支援学校*のセンター的機能の充実(特別支援教育*に関する専門的な知見や経験等を有する特別支援学校からの小・中・高等学校への支援を充実)
 - インクルーシブな学校運営モデルの創設(特別支援学校を含めた2校以上で連携し、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習*を発展的に進める学校をモデル事業として支援)
- 令和5年3月:障害者基本計画(第5次)策定
 - ・ 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調
 - ・ 条約の理念の尊重及び整合性の確保
 - ・ 共生社会の実現に資する取組の推進 など
- 令和5年4月:こども基本法施行
 - ・ 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
 - ・ 支援の総合的・一体的提供の体制整備
 - ・ 関係者相互の有機的な連携の確保
 - ・ この法律・児童の権利に関する条約の周知
 - ・ こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等
- 令和5年6月:教育振興基本計画(令和5年度～9年度)閣議決定
 - 誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
 - ・ 子供が抱える困難が多様化・複雑化する中で、個別最適・協働的学びの一体的充実やインクルーシブ教育システム*の推進による多様な教育ニーズへの対応
 - ・ 支援を必要とする子供の長所・強みに着目する視点の重視、地域社会の国際化への対応、多様性、公平・公正、包摂性(DE&I)ある共生社会の実現に向けた教育を推進
 - ・ ICT* 等の活用による学び・交流機会、アクセシビリティの向上 など

(2)東京都の動向

- 東京都特別支援教育推進計画(第二期)第二次実施計画～共生社会の実現に向けた特別支援教育*の推進～(令和4年3月)
 - ・ 障害のある人も障害のない人もともに尊重し合いながら活躍できる社会、共生社会の実現に向け、特別支援教育を更に推進し、障害の種類や程度にかかわらず、より一層社会に参加・貢献できる人材を育成することを基本理念とする。
- 東京都教育振興基本計画 東京都教育ビジョン(第5次)(令和6年3月)
 - ・ 令和6年度から10年度までの5年間の施策について「誰一人取り残さず、すべての子どもが将来の希望を持って自ら伸び、育つ教育」の実現に向けた3つの柱、12の方針、30の方向性を示す。
 - ・ 基本的な方針の「7 教育のインクルージョンの推進」において、「障害のある児童生徒の能力や可能性を最大限に伸ばす教育の充実」「柔軟な仕組みによる多様な学びの場を創出し、子供たちが尊重しながら学ぶ環境の整備」を掲げている。

2 目黒区特別支援教育推進計画(第五次)策定に係る検討経過

特別支援教育推進計画検討委員会設置要綱

(平成30年12月14日付け目教指第6480号決定)

(改正 令和5年11月27日付け目教指第5140号決定)

(設置目的)

第1条 特別支援教育推進計画(以下「計画」という。)の改定に向けた検討を行うことを目的として、特別支援教育推進計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1)計画策定に関すること
- (2)その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1)健康福祉部障害施策推進課長
- (2)健康福祉部障害者支援課長
- (3)子育て支援部子育て支援課長
- (4)子育て支援部子ども家庭支援センター所長
- (5)子育て支援部保育課長
- (6)教育委員会事務局教育次長
- (7)教育委員会事務局教育政策課長
- (8)教育委員会事務局学校運営課長
- (9)教育委員会事務局教育指導課長
- (10)教育委員会事務局教育支援課長
- (11)区立小学校長 1名
- (12)区立中学校長 1名
- (13)区立幼稚園・こども園長 1名

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、教育次長をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は教育支援課長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、その職務を代行する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、次条に定めるもののほか、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(助言者)

第6条 委員会は、必要に応じ、助言者を置くことができる。

2 助言者は、第2条に掲げる事項に対して助言を行う。

3 助言者は、医師、学識経験者等、特別支援教育に知見を有する者から、委員長が指名する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年12月14日から施行する。

付 則(令和5年11月27日付け目教指第5140号)

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

< 特別支援教育推進計画検討委員会 委員等名簿 (敬称略) >

所属等	職	氏名	備考
健康福祉部	障害施策推進課長 障害者支援課長 兼務	田中 哉子	令和5年度
	障害施策推進課長	櫻庭 可奈子	令和6年度
	障害者支援課長	山内 孝	令和6年度
	子育て支援課長	佐藤 公彦	
子育て支援部	子ども家庭支援センター所長	中尾 真里	
	保育課長	今村 茂範	令和5年度
	保育課長	和田 信之	令和6年度
	教育次長	樫本 達司	委員長
教育委員会事務局	教育政策課長	濱下 正樹	令和5年度
	教育政策課長	高橋 直人	令和6年度
	学校運営課長	関 真徳	
	教育指導課長	寺尾 千英	
	教育支援課長	山内 孝	副委員長、令和5年度
	教育支援課長	末木 顕子	副委員長、令和6年度
小学校長会代表	菅刈小学校校長	鈴木 稔	令和5年度
	油面小学校校長	衣非 まさ子	令和6年度
中学校長会代表	目黒中央中学校校長	田原 弘一	令和5年度
	第七中学校校長	金子 弘樹	令和6年度
区立幼稚園・こども園長会代表	みどりがおかこども園園長	高橋 慶子	令和5年度
	げっこうはらこども園園長	渡部 みつ子	令和6年度

助言者

学識経験者	横浜国立大学大学院 教育学研究科 高度教職実践専攻 教授	渡部 匡隆	
	星槎大学大学院 教育実践研究科 教授	阿部 利彦	
	井手小児科 院長	井手 郁	

事務局

教育委員会事務局	教育支援課統括指導主事	鈴木 将大	
	教育支援課指導主事	久野 歩	令和5年度
	教育支援課指導主事	峯村 幸信	令和6年度
	教育支援課特別支援教育係長	三宅 明美	
	教育支援課就学相談係長	松崎 哲也	令和5年度
	教育支援課就学相談係長	山崎 俊和	令和6年度
	教育支援課特別支援教育係員	湯澤 睦実	
	教育支援課特別支援教育係員	谷 浩一郎	令和6年度
	教育支援課学校経営支援員	喜多 輝顕	令和6年度
	教育支援課指導業務推進員	西尾 毅	

〈 会議開催等の状況 〉

令和6年 1月24日	第1回特別支援教育推進計画検討委員会、学識経験者による助言 ・特別支援教育推進計画改定の経緯について ・特別支援教育推進計画(第五次)の基本的な構成について
2月29日	令和5年度第2回教育支援推進委員会で意見聴取
5月 2日	第1回教育支援推進委員会で計画骨子案について報告 第2回特別支援教育推進計画検討委員会、学識経験者による助言 ・特別支援教育推進計画(第五次)の骨子案、イメージ案について
5月25日	特別支援教育講演会・教育施策説明会 ・講演「発達障害*の理解と支援～学校でできること、家庭でできること」 講師:星槎大学大学院 教育実践研究科教授 阿部 利彦 氏 ・目黒区における特別支援教育の施策の説明の一部として、特別支援教育推進計画(第五次)策定の進め方について説明
6月27日	第3回特別支援教育推進計画検討委員会、学識経験者による助言 ・特別支援教育推進計画(第五次)素案(たたき台)について
7月 8日	第4回特別支援教育推進計画検討委員会、学識経験者による助言 ・特別支援教育推進計画(第五次)素案(案)について
7月30日	計画素案(案)について報告(教育委員会)①
8月20日	計画素案(案)について報告(教育委員会)②
8月26日	第2回教育支援推進委員会で計画素案(案)について報告
10月 8日	総合教育会議で計画素案を協議
10月 9日	計画素案について報告(文教・子ども委員会)
10月12日	区報(10/15号)・区公式ウェブサイトで計画素案公表 パブリックコメント開始(11/12 まで)
10月14日	特別支援教育講演会 ・講演「特別な支援を必要とする児童・生徒への支援のあり方～学校でできること、家庭でできること」 講師:杉並区立済美養護学校 主任教諭 川上 康則 氏 ・特別支援教育推進計画(第五次)素案について説明
12月23日	第5回特別支援教育推進計画検討委員会 ・特別支援教育推進計画(第五次)計画案について、学識経験者による助言
令和7年 1月 日	計画案について報告(教育委員会)
2月 日	計画案について報告(文教・子ども委員会)
2月	計画案について協議・議決(教育委員会)
3月 3日	第3回教育支援推進委員会で計画案について報告
3月	目黒区特別支援推進計画(第五次) 決定
3月	公表 冊子配布

3 用語解説(本文中の*印の語句の説明 五十音順)

あ行

◇ICT(アイ・シー・ティー)

情報(information)や通信(communication)に関する技術(technology)の総称。学校においてのICT環境整備は、校内LANの整備やインターネット接続環境の整備をはじめ、パソコンやプロジェクターなどICT機器の配備などを指す。

◇アセスメント

学校教育では、幼児・児童・生徒の実態を行動観察やテスト等により評価し、把握すること。

◇eラーニング

コンピュータ、インターネットなどのコンピュータネットワーク等の情報技術を利用して行う学習のこと。

◇医療的ケア児

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 第2条)。

◇インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が、教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。(障害者権利条約 第24条から要約抜粋)

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。(平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告から抜粋)

◇OJT(オー・ジェイ・ティ)

On the Job Training の略称で、管理監督者の責任のもとで行われる教育訓練全般のこと。学校・園においては、校・園長が全体の責任者となり、副校・園長が推進者として下位の職層の責任者を兼ねながら行う職場内教育のこと。OJTは、日常業務を通して、学校組織を活用しながら行っている。

か行

◇学校経営支援員

学校管理職を対象に、特別支援教育に係る学校経営についての助言や支援を行う会計年度任用職員。

小学校就学前ガイダンスや 合理的配慮にかかる法律相談も担っている。

◇学校生活支援シート

学校生活支援シート(個別の教育支援計画)は、作成に当たり本人及び保護者の思いや願いを盛り込んで、医療・保健・福祉等の関係機関等、多方面からの指導、支援が集約されたもの。小学校から中学校へ、中学校から進路先へと支援をつなげていくための計画。(※学習指導要領等で用いる「個別の教育支援計画」は、東京都では名称を「学校生活支援シート」としている。目黒区においても、東京都の方針に沿って「学校生活支援シート」の名称を用いている。)

小学校及び中学校学習指導要領では、「特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。」としている。

◇教育相談員

幼児・児童・生徒の心身の健全な発達を図るため、知能・発達・学業・進路・適性、性格、行動、不登校、人間関係等その他心理的な問題について、子どもや保護者からの相談を受け、心理の専門職員としての観点から、助言を行う。

また、教職員及び保護者等からの相談を受け、学校・園に通う幼児・児童・生徒の行動観察や発達検査を行い、助言を行う。

◇GIGAスクール構想

文部科学省が発表した、1人1台学習用情報端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想。

◇校・園内委員会

特別な支援を要する幼児・児童・生徒やその保護者に対して、適切な教育や支援を行うことを目的として区立学校・園等に設置される校・園内組織のこと。

◇校内別室指導支援員

校内の別室であれば登校できる児童・生徒に対して、校内別室指導により安心感や自己存在感、充実感を得ることができるよう支援するために配置される有償ボランティア。

◇合理的配慮

障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。

平成 28 年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、この合理的配慮を可能な限り提供することが、行政・学校・企業等の事業者に求められている。

☆社会的障壁

障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものを指す。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設・設備等）、制度（利用しにくい制度等）、慣行（障害のある人の存在を意識していない習慣や文化等）、観念（障害のある人への偏見等）などが挙げられる。

◇交流及び共同学習

障害者基本法第 16 条3項に「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。」と定められている。

小学校、中学校学習指導要領解説においては、「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。」としている。

幼稚園教育要領解説では「障害のある幼児などの指導に当たっては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用に努めることとした。」としている。

目黒区においても、区立小・中学校の特別支援学級の児童・生徒と、通常の学級の児童・生徒が共に学ぶ場を設けるとともに、特別支援学校に在籍する児童・生徒との副籍交流を行うなど、交流及び共同学習を推進している。

☆交流及び共同学習支援員

区立小・中学校の特別支援学級に配置される会計年度任用職員。障害のある児童・生徒の介助等に加え、交流及び共同学習の企画補助、運営補助を行う。

◇心のバリアフリー

様々な心身の特性や考え方をもち全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり支え合うこと。

平成29年2月に、ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とし「心のバリアフリー」を実現するために、政府が行うべき施策が「ユニバーサルデザイン2020行動計画」として取りまとめられた。本計画では、学校における「心のバリアフリー」の教育を展開するための具体的施策として、各学校において、障害のある人との交流及び共同学習が活性化されるよう、文部科学省及び厚生労働省が中心となり「心のバリアフリー学習推進会議」を設置し、平成30年度以降実施する具体的な取組について結論を得ることとされた。

これを踏まえ、平成29年7月から、文部科学省では厚生労働省と協力して「心のバリアフリー学習推進会議」を開催して検討を行い、「学校における交流及び共同学習の推進について ～「心のバリアフリー」の実現に向けて～」が取りまとめられ、平成30年2月に報告された。

文部科学省では、この報告を踏まえ、以下の取組を積極的に行うよう各都道府県教育委員会等に依頼している。

- 1 交流及び共同学習の推進
- 2 障害のある人との交流の推進
- 3 ネットワーク形成の促進

(「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」
(平成30年2月8日発出29初特支第33号 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長・
教育課程課長・幼児教育課長連名通知)から要約抜粋)

◇個別指導計画

各教科・領域等において、それぞれの指導目標、指導内容(方法)、評価を記載していくもので、全ての特別な支援を要する幼児・児童・生徒を対象に作成している。

さ行

◇児童発達支援

児童福祉法に基づき、発達の遅れや障害のある未就学児に対し、日常生活における基本的動作・知識技能の習得および集団生活への適応のための支援を行うサービス。

◇児童発達支援センター

施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行う地域の中核的な役割を担う施設。地域の障害のある児童を通所させて、「日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練」といった支援の提供を目的とする、児童福祉法第43条に基づく児童福祉施設。

目黒区では、目黒区児童発達支援センターすくすくのびのび園を設置し、児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、計画相談支援、基本相談支援等を実施している。

◇自閉症・情緒障害特別支援学級

知的障害のない自閉症又は情緒障害の児童・生徒を対象とし、小・中学校の通常の教育課程に準ずるとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うための指導の領域である自立活動の時間を適切に教育課程の中に位置づける特別支援学級である。この特別支援学級の指導の対象となる障害の種類及び程度は、「①自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもので、②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもので」とされている。

(平成25年10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知から抜粋)

◇社会モデル

障害のある人や子どもとの触れ合いを通して、障害者が日常生活又社会生活において受ける制限は、障害により起因するものだけではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという考え方。

◇就学支援シート

小学校就学前機関(幼稚園・こども園、保育所、療育機関等)における子どもの様子や指導の様子を小学校に引継ぎ、学校生活をより適切にしていくために保護者とともに作成するもの。

◇就学相談

特別な支援を要する児童・生徒一人ひとりにもっともふさわしい教育を進めるために、教育委員会と保護者が行う就学のための相談のこと。

保護者から就学相談を受けた後、就学支援委員会において、医師、特別支援学級設置校校長、特別支援学級担当教員、心理職員等の意見を聞きながら、保護者の意見を最大限尊重し、教育委員会としての意見を伝え、さらに、就学先や必要な支援に関して保護者と相談していく。

☆就学相談員

就学相談を行うために配置された会計年度任用職員。

◇障害児相談支援

障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービスなど)を利用する全ての障害児を対象として、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいう。(児童福祉法第6条の2の2第6項)

障害児支援利用援助では、障害児通所支援の申請にかかる支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行う。継続障害児支援利用援助では、支給決定されたサービス等の利用状況のモニタリングを行い、サービス事業者等との連絡調整等を行う。なお、居宅介護などの居宅サービスを利用する場合は、障害者総合支援法に基づく計画相談支援による。

◇障害者就労支援センター

区の委託により、区市町村障害者就労支援事業を行う目黒障害者就労支援センターでは、一般就労を希望する障害のある方を対象として、就労相談、職能評価、職業訓練、就職活動への支援及び、就労後の職場定着支援を行う。また、就労継続に必要な生活支援も一体的に行う。

◇自立活動

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、幼児・児童・生徒が、困難な状況を認識し、困難を改善・克服するために必要となる知識、技能、態度及び習慣を身に付けるとともに、自己が活動しやすいように主体的に環境や状況を整える態度を養うための学習のこと。指導に当たっては、「特別支援学校幼稚部教育要領 第2章 自立活動」又は「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第7章 自立活動」に基づいて行う。自立活動は、「(1)健康の保持、(2)心理的な安定、(3)人間関係の形成、(4)環境の把握、(5)身体の動き、(6)コミュニケーション」の6区分と27の細目で示されている。

◇スクールカウンセラー

いじめや不登校等の未然防止、集団不適應等の問題解決、発達障害等の支援並びに学校・園内の教育相談体制等の充実を図る、幼児・児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者。

◇スクールソーシャルワーカー

不登校や虐待、非行等を解決するために、学校・園や家庭、関係機関との連携を図って、直接的・間接的に幼児・児童・生徒と関わり、困難な問題の解決を図る社会福祉士等の資格を有する者。

た行

◇通級指導学級

「通級指導学級」は、通級による指導の一形態であり、小学校、中学校又は義務教育学校の通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童・生徒の障害に応じた特別の指導を通級指導の特別の場で行う教育の形態である。

目黒区では、東根小学校に「難聴・言語障害通級指導学級」を設置し、対象児童・生徒は在籍校から通級し学んでいる。

☆難聴障害通級指導学級による指導の対象となる障害の程度は、「補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一時特別な指導を必要とするもの」としている。

☆言語障害通級指導学級による指導の対象となる障害の程度は、「口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）」で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」としている。

◇特別支援員

区立幼稚園・こども園での園生活において、学習面・生活面で特別な支援が必要な幼児に対して、支援を行うために配置される会計年度任用職員。

◇特別支援学級

学校教育法第81条により、次のように定められている。目黒区では、知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害の固定学級と難聴・言語障害の通級指導学級を設置している。

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難さを克服するための教育を行うものとする。

②小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者 二 肢体不自由者 三 身体虚弱者 四 弱視者 五 難聴者
六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの(③略)」

☆特別支援学級補助員

区立小・中学校の特別支援学級に配置される会計年度任用職員。障害のある児童・生徒の介助等を行う。

◇特別支援学校

学校教育法第 72 条では、「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」と規定されており、児童・生徒の障害の程度が、学校教育法施行令第 22 条の3に該当する場合に入学が可能な学校である。

各区市町村を基礎的な単位として教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が相互に密接な連携を図り、互いの機能を有効に活用するエリア・ネットワークの拠点となっている都立特別支援学校は、地域の特別支援教育のセンター校としての役割を担う。

◇特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成 19 年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととされている。(文部科学省ホームページから引用)

◇特別支援教育コーディネーター

全ての学校・園で指名され、校内支援体制づくりの推進や、関係機関との連携を推進する教員。

◇特別支援教育支援員

区立小・中学校の通常の学級に在籍している学校生活において学習面・生活面で特別な支援が必要な児童・生徒に対して、支援を行うために配置される有償ボランティア。

◇特別支援教育主任専門員

通常の学級に在籍している特別な支援が必要な児童・生徒への適切な対応等について、助言・協議を行う会計年度任用職員。

◇特別支援教室

通級による指導の一形態であり、小学校・中学校等の通常の学級に在籍している障害のある児童・生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、拠点校の巡回指導教員が各学校を訪問する「巡回指導」を行うことで、特別の指導を在籍校で受けられる教育の形態。

対象は、「通級による指導の対象とすることが適当な自閉症者、情緒障害者、学習障害者又は注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒について(通知)」(平成 18 年3月 31 日付 17 文科初第

1178号)により規定されている、通常の学級に在籍する知的障害のない発達障害又は情緒障害であり、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の児童・生徒。(特別支援学級の児童・生徒を除く。)

☆巡回指導教員

特別支援教室拠点校(小学校7校、中学校1校)に所属し、巡回して指導を行う教員。

☆特別支援教室専門員

校内における連絡・調整や巡回指導教員、特別支援教育コーディネーター等との連絡・調整など特別支援教室の円滑な運営に必要な業務を行う東京都の会計年度任用職員。

は行

◇発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。(発達障害者支援法第2条)

◇発達障害支援拠点

発達障害又は発達障害の特性により、日常生活に困難を抱えている方とその家族・支援者の相談窓口。目黒区では東山住区センターに「ぼると」を設置している。

◇副籍制度

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、副次的な籍(副籍)をもつことを指定した居住地域の小・中学校のことを地域指定校と言う。また、副籍をもつ制度を副籍制度と言う。

◇保育所等訪問支援事業

児童福祉法に基づくサービスで、保育所等に通う発達の遅れや障害のある18歳までの児童に対し、訪問支援員がその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な助言・支援を行うサービス。

◇放課後等デイサービス

児童福祉法に基づくサービスで、学校に就学している18歳までの支援が必要と認められた児童に対し、放課後や夏休みなどに生活能力向上のための訓練、集団生活を通して社会性を身につけるなどの必要な支援を行うサービス。

ま行

◇目黒区人権教育推進委員会

目黒区における地域・学校の実態に即して人権教育推進に関わる諸問題を検討し、教育委員会の総合的な施策の推進を図るために、教育次長を委員長として、園長、小・中学校長及び小・中学校副校長、小・中学校主幹教諭の代表者、人権政策課人権・同和政策係長で構成する委員会のこと。

◇目黒区人権教育推進校

学校や地域における人権教育の推進上の諸課題に系統的、組織的に取り組み、様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進し、他校に実践事例を提供している。推進校の指定は2年間であり、2年目には公開授業及び事例報告会を行っている。

や行

◇ユニバーサルデザイン化

☆学習環境のユニバーサルデザイン

全ての子どもが安心して過ごし、授業に集中できる学習環境に整えること。例えば、「教室前方の掲示を精選し、不要な視覚刺激を低減する」、「机や椅子を移動する際に生じる音を抑制して聴覚刺激を低減する」などの整備がある。

☆授業のユニバーサルデザイン

全ての子どもにとって分かりやすい授業となるように工夫すること。授業を「視覚化」「焦点化」「共有化」の視点から改善するという考え方が主流となっている。

- 「視覚化」…言葉だけでなく、学習内容や学習教材を視覚的に提示する。また、見えないイメージや論理を「見える化」することに取り組む。
- 「焦点化」…授業のねらいや学習活動を厳選することで、学習内容を明確にし、学習による達成感を得やすくする。
- 「共有化」…自分の考えを伝えたり、他者の考えを聞いたりすることで、考えを広げたり、深めたりすることに取り組む。